

令和 6 年 12 月 井手町

12 月 定 例 会 会 議 録

井 手 町 議 会

令和6年12月井手町議会定例会会議録目次

第 1 号（12月11日）

応招・不応招議員	1
出席・欠席議員	1
出席事務局職員	1
出席説明員	1
議事日程	3
開会	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
諸般の報告	7
一般質問	7
脇本尚憲議員	7
1 二次元コード等を活用した観光案内板の設置	
2 防災訓練の今後のあり方	
谷田利一議員	12
1 行政におけるキャッシュレス化について	
2 職員の服装の軽装化について	
3 「カスハラ」対策における職員の名札表記について	
小割直彦議員	16
1 旧庁舎の活用方針について	
2 新庁舎の「ドマ」の名称について	
岡田久雄議員	21
1 「带状疱疹ワクチン」の定期接種化について	
2 「マイナ保険証」の利用促進等について	
谷田健治議員	27
1 JR山城多賀駅前公衆トイレの早期改修について	
2 JR山城多賀駅自由通路の早期改修について	
3 人口減少、高齢化が進むなかでの町づくりについて	
田中保美議員	39
1 玉水駅東口・西口周辺の環境整備について	

2 観光・名所旧跡の維持管理について	
鎌田隆宏議員	4 2
1 農地の有効利用について	
2 まちの魅力発信について	
木村健太議員	4 6
1 子育て世代の定住促進に向けた取組について	
報告第11号 専決処分の報告について（6 一般会計補正（第3 回））	4 9
報告第12号 専決処分の報告について（工事請負契約変更）	5 2
報告第13号 専決処分の報告について（工事請負契約変更）	5 3
報告第14号 専決処分の報告について（自動車事故）	5 4
報告第15号 専決処分の報告について（自動車事故）	5 5
議案第47号 令和6年度井手町一般会計補正予算（第4回）	5 6
散会	6 8
署名議員	6 9

第 2 号（12月18日）

応招・不応招議員	7 1
出席・欠席議員	7 1
出席事務局職員	7 1
出席説明員	7 1
議事日程	7 3
開会	7 4
会議録署名議員の指名	7 4
議案第48号 令和6年度井手町国民健康保険特別会計補正予算 （第1回）	7 4
議案第49号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制 定の件	8 0
議案第50号 令和6年度井手町一般会計補正予算（第5回）	8 8
議案第51号 令和6年度井手町国民健康保険特別会計補正予算 （第2回）	9 2
議案第52号 令和6年度井手町水道事業会計補正予算（第1回）	9 3

議案第 5 3 号	令和 6 年度井手町介護保険特別会計補正予算（第 2 回）	9 4
議案第 5 4 号	令和 6 年度井手町下水道事業会計補正予算（第 3 回）	9 6
議案第 5 5 号	工事請負契約変更について同意を求める件	9 7
議案第 5 6 号	財産取得について同意を求める件	9 8
発議第 4 号	女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書	1 0 0
議員派遣の件		1 0 1
閉会中の継続調査の申出について		1 0 1
閉会		1 0 2
署名議員		1 0 3

第 1 号（令和 6 年 1 2 月 1 1 日）

会 議 録

定 例 会

（開会）

令和6年12月井手町議会（定例会）会議録（第1号）

招集年月日

令和6年12月11日

招集の場所

井手町役場議場

開閉会日時及び宣告

開会 令和6年12月11日午前10時00分 議長 奥田俊夫

閉会 令和6年12月11日午後 2時58分 議長 奥田俊夫

応招議員

1番	木村	健太	2番	谷田	健治
3番	鎌田	隆宏	4番	小割	直彦
5番	田中	保美	6番	奥田	俊夫
7番	脇本	尚憲	8番	谷田	利一
9番	岡田	久雄	10番	木村	武壽

不応招議員

なし

出席議員

1番	木村	健太	2番	谷田	健治
3番	鎌田	隆宏	4番	小割	直彦
5番	田中	保美	6番	奥田	俊夫
7番	脇本	尚憲	8番	谷田	利一
9番	岡田	久雄	10番	木村	武壽

欠席議員

なし

会議録署名議員の氏名

1番	木村	健太	5番	田中	保美
----	----	----	----	----	----

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	森田	肇	議会書記	新田	純平
議会書記	小谷	光幸			

地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町	長	西島	寛道	副町	長	脇本	和弘
---	---	----	----	----	---	----	----

参	与	関西	浩二
教 育 長		中田	邦和
理事兼住民福祉課長事務取扱		花木	秀章
安心・安全推進課長		菱本	嘉昭
税 務 課 長		木田	ゆかり
保 健 医 療 課 長		中谷	誠
保健センター所長・ 地域包括支援センター所長兼務		畑中	博之
産 業 環 境 課 長 ・ 自然休養村管理センター館長兼務		奥山	英高
同和・人権政策課長		西島	豊広
社 会 教 育 課 長 ・ 山吹ふれあいセンター所長・図書館長兼務		寺井	佳孝
企 画 財 政 課 参 事		吉岡	正博

議事日程

別紙のとおり

会議に付した事件

別紙のとおり

会議の経過

別紙のとおり

参	与	西垣	義郎
理事兼学校教育課長事務取扱		木村	恵理
総 務 課 長		平間	克則
企 画 財 政 課 長		高江	裕之
会計管理者・会計課長兼務		岩村	恭子
高 齢 福 祉 課 長		坂井	幸一郎
建 設 課 長		辻井	祐介
上 下 水 道 課 長		仁木	崇
いづみ人権交流センター所長・ いづみ児童館長兼務		林田	夕加
学校給食センター所長		梶田	篤志
学 校 教 育 課 参 事		北川	拓男

令和 6 年 1 2 月 井手町議会定例会

議 事 日 程〔第 1 号〕

令和 6 年 1 2 月 1 1 日（水）午前 1 0 時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 一般質問
- 第 5 報告第11号 専決処分の報告について（6 一般会計補正（第 3 回））
- 第 6 報告第12号 専決処分の報告について（工事請負契約変更）
- 第 7 報告第13号 専決処分の報告について（工事請負契約変更）
- 第 8 報告第14号 専決処分の報告について（自動車事故）
- 第 9 報告第15号 専決処分の報告について（自動車事故）
- 第10 議案第47号 令和 6 年度井手町一般会計補正予算（第 4 回）

議事の経過

議長（奥田俊夫） 皆さん、おはようございます。早朝からのご参集、ご苦
労さまでございます。

ただいまから令和6年12月井手町議会定例会を開会し、直ちに本日の会
議を開きます。

なお、本定例会では、木村武壽議員の身体的な都合等を考慮しまして、議
席のレイアウトを一部変更しておりますので、皆様のご理解、ご協力をお
願いいたします。

さて、本日、西島町長より12月定例町議会が招集されました。各議案に
つきまして、慎重にご審議を頂きますとともに、円滑な議会運営が行われま
すようお願いを申し上げまして、開会の挨拶といたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、1番、木村健太
議員、5番、田中保美議員を指名いたします。以上の両議員に差し支えのあ
る場合には、次の議席番号の方をお願いします。

次に、日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から12月20日までの10日間に
したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12
月20日までの10日間に決定しました。

今期定例会に提出されております案件は、令和6年度補正予算2件、専決
処分5件、合計7件であります。

それでは、審議を行います前に、町長より挨拶並びに今期定例会に提出さ
れました案件の提案理由の説明をいたしたい旨、申出がありますので、これ
を許します。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 西島町長。

町長（西島寛道） 皆さん、おはようございます。

本日、ここに12月定例町議会を招集いたしましたところ、議員各位にお
かれましては、年の瀬を控え、公私何かとご多用の中ご参集いただきまして、

誠にありがとうございます。

平素は町政進展のため絶大なるご協力を賜り、住民とともに深く感謝しているところでありまして、この機会に厚くお礼申し上げます。

さて、９月から１１月頃までの３か月間は、町民体育大会や町文化祭など行事が集中しておりまして、住民の方々の声を聞くことのできる大切な時期であります。私も、この間、多くの住民の方々と接し、貴重な意見や要望を聞かせていただき、町政への期待の大きさを再認識することができました。また、私の基本姿勢であります「豊かな自然と利便性・快適性とが共存する新しいまち」の下、各種団体との懇談会をこの１２月から来年１月にかけて開催する予定をいたしてしておりまして、これら住民から頂いた多くの貴重な意見やご要望を今後の町政に十分反映させてまいりたいと考えております。

それでは、今次定例会に提出いたしました議案第４７号、令和６年度井手町一般会計補正予算（第４回）についてほか６件の案件につきまして、その概要をご説明申し上げます。

議案第４７号は、令和６年度一般会計の補正でありまして、補正総額は１億９，１８５万８，０００円の増で、補正後の一般会計予算は５４億３，５１２万７，０００円であります。

歳出につきまして、その主なものをご説明申し上げます。

まず総務関係では、マイナ保険証対応等のシステム改修に伴う国民健康保険特別会計への繰出しに２７万１，０００円、まちづくり協議会が実施される事業の補助に４５万円、ふるさと応援基金に１２３万１，０００円それぞれ計上いたしてしております。

次に、民生関係では、保護措置の対象者が当初の想定を上回ることから、老人保護措置費等に１５０万円、京都府後期高齢者医療広域連合への負担金に８８２万６，０００円、事業の精算による返還金等に３４１万６，０００円それぞれ計上いたしてしております。

次に、衛生関係では、胃内視鏡検査の受診者が当初の予想を上回ることから、住民の皆様の健康増進の観点から希望する全ての方が受診いただけるよう、健康増進事業に１５０万円、養育のための医療機関等への入院を必要とする未熟児の医療費の給付が当初の想定を上回ることから養育医療費に８５万円、事業の精算による返還金等に９４４万５，０００円それぞれ計上いたしてしております。

次に、土木関係では、設計図面の印刷等を行うための大型プリンターの更新に５０万円計上いたしております。

次に、教育関係では、教育環境の向上と避難所の防災機能設備の強化を図るため、小学校体育館空調設備等整備工事に１億５，３００万円、中学校体育館空調設備検討設計業務に９００万円、ＩＤＥゆうゆうスポーツクラブが実施される事業の補助に５１万１，０００円、事業の精算による返還金等に３，０００円それぞれ計上いたしております。

以上が歳出予算の概要でありまして、その財源といたしましては、分担金及び負担金２０万円、国・府支出金６３万７，０００円、寄附金１２３万１，０００円、繰越金２，２３９万円、町債１億６，７４０万円計上いたしております。

議案第４８号は、令和６年度国民健康保険特別会計の補正でありまして、所要額を計上いたしております。

報告第１１号は、地方自治法第１７９条に基づく専決処分でありまして、地方自治法の規定に基づき、議会に報告し、承認を得ようとするものであります。

報告第１２号から報告第１５号までの４件は、いずれも地方自治法第１８０条に基づく専決処分でありまして、地方自治法の規定に基づき、議会に報告するものであります。

なお、人事院勧告に基づく給与改定部分の条例等の一部改正とそれに伴う補正予算、及び国の施策に基づき、物価高騰の影響等を踏まえ、住民税非課税世帯等に給付金を支給する補正予算につきましては、事務手続が整い次第、また、イントラネット機器更新の契約同意及び町道２９号線第２工区道路改良その１０工事の変更契約同意についても、地方自治法並びに条例の規定に基づき、契約を締結するに当たり、議会の同意を得る必要がありますので、それぞれ事務手続が整い次第、今会期中に追加提案したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上が本日提出いたしました議案等の内容でありまして、詳細につきましては、各担当よりそれぞれ補足説明いたさせますので、何とぞ慎重ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願いを申し上げまして、私の挨拶並びに提案説明とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

議長（奥田俊夫） 次に、日程第３、諸般の報告を行います。

監査委員から１０月、１１月分の例月出納検査結果報告が提出され、その写しをお手元に配付しておりますので、ご覧おき願います。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、日程第４、一般質問を行います。

一般質問通告書を提出された方は８名であります。質問についての発言時間はそれぞれ２０分以内とします。

順次、質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 脇本尚憲議員。

７番（脇本尚憲） ７番、脇本尚憲です。

通告に基づきまして、私から大きく２点質問させていただきたいと思います。

１、二次元コード等を活用した観光案内板の設置。

清流「玉川」が流れ、緑豊かな里山が広がる井手町は、四季折々の美しい風景が楽しめ、特に桜や山吹が咲く春の季節には、町外からたくさんの人々が本町を訪れておられます。

そんな本町のよさをもっと知ってもらうためには、地域住民をはじめ、町外の方々にも、もっとまちの魅力を伝えるためのアプローチの仕方が大変重要になってくると思います。

その方法の一つとして、まず本町にお住まいの方には、町内の名所・旧跡の歴史などを知っていただくことで、まちの魅力の発信者として活躍いただくこと、また町外にお住まいの方には、本町に興味を持っていただき、来訪された際、本町の歴史や魅力を知っていただく機会を増やすことが重要であると考えます。

そこで、町ホームページの「観光・歴史」のサイトを確認しますと、「観光・名所旧跡」として、万灯呂山展望台や左馬ふれあい公園など、およそ町内２０か所の観光スポットが紹介されていますが、本町の悠久の歴史を感じていただくためにも、ゆかりのある先人の方々の記録や功績などを含めた詳細な内容をもっと町内外に発信していく必要があるのではないかと考えます。

そこで質問します。

①町ホームページに掲載されている観光・名所旧跡のうち、現地に案内板

が設置されている箇所は何か所あるのか。

②交流人口を増やすために現在取り組んでいる内容と、今後本町独自の観光・名所旧跡を巡る企画等を実施する考えは。

③二次元コードなどを活用して、より観光案内の機能を強化した案内板設置の考えは。

大きく2番、防災訓練の今後のあり方。

自然災害が多く発生する日本において、定期的に開催される防災訓練は、住民の防災意識高揚のために大変重要な機会となります。

本年1月1日に発生した能登半島地震など、大規模な災害が発生した際には住民の方の防災意識も高まりますが、その後、時間の経過とともに防災に対する意識は薄れてしまいがちです。

1月17日に本町では防災訓練があり、震度6弱の南海トラフ地震が発生したという想定で防災訓練が実施されました。

その訓練内容を確認しますと、「救出訓練」のほかに「消火器」や「水バケツ」、「消防団」による消火訓練、また「炊き出し訓練」や「物資配給訓練」、「特設公衆電話使用訓練」などが実施されていました。

震災・風水害など、近年気候変動により自然災害が頻発・甚大化している中、避難方法の多様化、情報伝達手段の進化、防災機器や各種防災グッズの開発など、防災対策にも様々な分野の業種が参入し、その内容も日進月歩で進化を遂げています。

そのため、防災訓練についても、ただ漫然と行うのではなく、住民の方が有事の際に迅速に行動できるよう、時代に沿った、また参加者の方々に当事者意識を持ってもらえるような訓練内容にすることが必要でないかと考えます。

そこで質問します。

①今回の防災訓練での避難所別の参加人数は。

②防災訓練の中で新たに取組んだ内容はあるのか。

③防災訓練終了後に、参加した住民や消防団、町職員等からの意見や反省点などはあったのか。また、あった場合、その意見は今後どのように反映するのか。

④他の自治体の例を参考にして、防災イベントの開催や防災グッズの体験会など、限られた住民だけでなく町全体で楽しめるものなど、何か新たなア

アイデアを取り入れて開催してみてもどうかと思うが、その考えは。

議長（奥田俊夫） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 西島町長。

町長（西島寛道） 私の方からは、2点目の防災訓練の今後のあり方についてお答えいたします。

私は、住民の生命、身体、財産を守り、安心・安全なまちづくりに取り組むことは大変重要なことと考えております。近年、全国各地で豪雨や地震などにより大きな災害が頻発していることから、いつどこで災害が発生するか分からない状況であります。

ご承知のとおり、本年の元日には能登半島地震において甚大な被害が発生したことを目の当たりにして、防災・減災の取組の重要性を改めて深く認識したところであります。このような状況を踏まえ、本町では本年度から、新たに安心・安全推進課を設置するとともに、同報系防災行政無線の導入やハザードマップの更新、給水タンク整備など、危機管理をはじめ防災・減災対策のさらなる強化・充実の取組を進めているところであります。

なお、防災訓練については、自主防災組織や消防団、井手分署、行政が連携しながら、地域住民の方々の主体的な活動なども盛り込んだ総合的な訓練を実施することは、有事の際に迅速かつ的確な対応ができる態勢を整える上で、大変重要な取組であると考えております。

今後も、先進自治体の例も参考にし、様々なツールの導入をはじめ、新たな取組も検討しながら防災意識の普及、高揚につながるより実践的な訓練となるよう努めてまいりたいと考えております。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 高江企画財政課長。

企画財政課長（高江裕之） 1点目の二次元コード等を活用した観光案内板の設置についてであります。一つ目の町ホームページに掲載されている観光・名所旧跡のうち、現地に案内板が設置されている箇所は18か所あります。

二つ目の交流人口を増やすために現在取り組んでいる内容につきましては、春の「さくらまつり」の開催時期だけではなく、年間を通した観光誘客も課題の一つと考えておりまして、これまでから、井手町まちづくり協議会やテ

オテラスいで、お茶の京都DMO等と連携したイベント等を実施してきており、今年度は、11月から1月にかけて玉川や山背古道を周遊していただくためのデジタルスタンプラリーなどの取組を実施しているところであります。

次に、今後の本町独自の観光・名所旧跡を巡る企画等を実施する考えにつきましては、議員ご指摘のとおり、交流人口を増やし観光振興を進めていくためにも、町内外の方々に町内の観光地や名所旧跡を知っていただく機会をより多く提供することが重要であると考えております。そのため、現在、名所旧跡等を実際に訪れて、その魅力をSNSなどで発信していただけるような体験ツアー等に取り組んでいるところでありまして、今後もこうした事業を通じて、観光地・名所旧跡等を点ではなく線で結び、「色々な周遊プラン」を提案するなど、本町ならではの魅力を楽しんでいただけるような取組を実施してまいりたいと考えております。

三つ目の二次元コード等を活用した観光案内の機能強化につきましては、二次元コード等のデジタル技術を活用し、観光地・名所旧跡の沿革やゆかりのある人物・物語などを情報提供すること、また、デジタルスタンプラリーなどにより周遊を促すことは、本町を訪れた人々の満足度を高め、誘客を促進することができる非常に有効な手段であると考えられますので、町内における観光資源の関係者や関係団体とも連携しながら、デジタル技術を活用した本町の魅力創出とその発信に取り組んでまいりたいと考えております。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 菱本安心・安全推進課長。

安心・安全推進課長（菱本嘉昭） 2点目の一つ目の今回の防災訓練での避難所別の参加人数につきましては、玉水区、水無区を対象とした玉川保育園では40世帯55人、石垣区、北区、南区を対象とした井手小学校では50世帯64人、高月区、上井手区、田村新田区を対象とした山吹ふれあいセンターでは39世帯54人、多賀地区の全区を対象とした多賀小学校では113世帯138人であり、4か所の合計242世帯311人の住民参加により実施してきたところであります。

なお、ほかにも消防団員80人、井手分署員9人、町職員88人参加してきたところであります。

二つ目の防災訓練の中で新たに組み込んだ内容につきましては、「情報発信の手段」として、本年5月より運用開始しております同報系防災行政無線

の屋外スピーカーや区長宅、公民館などに配置している戸別受信機による避難指示等の伝達を行ったほか、消防団においては指揮系統の情報伝達等の訓練にLINEを活用しながら、避難誘導などの指示や被害報告等を、職員においても各避難所の写真や動画をLINEにて報告を行い、災害対策本部にて、リアルタイムの映像等の情報共有を図る訓練を行ってきたところであります。

また、職員を対象に安否確認訓練として、地震が発生したと想定した9時以降に、所属長宛て安否確認の報告を行う訓練も実施してきたところであります。

三つ目の訓練終了後の住民や消防団等からの意見、反省点、今後の反映につきましては、現在、自治会や消防団からのご意見をお聞きしているところであり、また町職員にも反省点等の照会を行っているところであります。今後、頂いた意見等を集約し、内容を検証の上、情報伝達や住民避難、避難所運営等について地域防災計画の修正や次年度以降の訓練等に反映してまいりたいと考えております。

四つ目の何か新たなアイデアを取り入れての開催の考えにつきましては、まず、訓練への参加について、各区より事前に報告いただいている参加者以外にも、当日に訓練開催の放送を聞いた子ども連れのご家族などの参加もあったと聞いておりまして、地域住民の皆さんの防災意識の高まりを感じたところであります。

議員ご指摘のように、イベントの開催や体験会などにつきましては、防災について学ぶ機会、防災意識の普及や高揚に効果的であると考えられますので、防災訓練をはじめ、町や各種団体が主催する様々なイベントに併せて何かできることがないかなど、他の自治体の例も参考にしながら検討してまいりたいと考えております。

議長（奥田俊夫） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 脇本尚憲議員。

7番（脇本尚憲） 再質問ではなく要望としてお伝えしたいと思います。

まず、1点目の二次元コード等を活用した観光案内板の件ですが、具体的に二次元コードを貼りつけ、その先のものをバージョンアップすることで、様々な内容をより新しいものに変えることもできますし、よりよいものにな

と思いますので、ぜひ二次元コードを使った案内板を作っていただきたい。
また、ほかの自治体などでは、それを読み取ることで音声の流れ、目が不自由な方などにも対応していたり、また、多言語で対応するようなものもありますので、そういったものも参考にぜひ進めていただければと思っております。

2点目の防災訓練につきましても、いざというときに適切な行動を取るための事前準備であると思っております。自治体主導での訓練も大切だと思いますが、やはり実際、災害が発生した場合は、主体となるのは住民の方の協力、また住民の方主体で動いていただくということが出てくると思います。避難所の被災生活体験として、例えば体育館での宿泊体験や被災時に使用する寝具などで仮眠を取っていただくなど、ふだんとの生活の違いやその不自由さを事前に感じていただくことで、何が必要か、何が困難なのかということを経験した方にもあらかじめ知っていただくということが新しい防災訓練の形ではないかと考えますので、いろいろ他自治体の例を参考にしながらという回答を頂きましたので、ぜひそういったものも情報収集していただきまして、訓練を進めていただければと思います。

以上です。

議長（奥田俊夫） 谷田利一議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 谷田利一議員。

8番（谷田利一） 8番、谷田利一。

私の方から、通告に基づきまして、3点質問させていただきますので、よろしくをお願いします。

大きく1点目、行政におけるキャッシュレス化について。

最近、様々な場所での支払い方法において、従来からのクレジットカード決済に加え、電子マネーやコード決済等によるキャッシュレス化が進んでいます。

キャッシュレス決済は、支払う側にとって、手軽で財布を持ち歩く必要がないなどの利点があり、受取り側にも対応時間の短縮、現金管理が不要など様々な利点があると考えられます。

2022年に、日本経済新聞が発行する「日経グローバル」が発表したデータでは、全国の815市・区のうち、導入済みと導入予定を合わせると、

約 85% がキャッシュレス決済の導入に積極的であるとのことでした。

そこで、次のことをお伺いいたします。

① 公金等のキャッシュレス決済導入に対する本町の検討状況と近隣自治体の導入状況はどうなっているのか。

② 先日視察に訪れた岡山県奈義町では、ポイントカードや電子マネーとして使用できる、ＩＣチップ入りの電子カード「ナギフトカード」を全町民に配付しており、奈義町公式アプリと連携することでスマホ決済も可能となっています。本町でも、住民サービスや利便性向上のため、電子マネーの導入やキャッシュレス化を検討してはどうかと思います。

③ 自治体のキャッシュレス化に加え、町内の商店等が決済端末等を導入するための費用について、町で補助等をしてはどうかと思います。そうすれば、住民や観光客が気軽にお店を利用しやすくなり、集客につながると考えますが、本町の考えは。

④ 商工会が発行するプレミアム商品券についても、電子化することで、業務の負担軽減やコスト削減等のメリットにつながるのではないかと考えます。利用しやすい環境を構築しながら、町を挙げてキャッシュレス化に取り組む考えは。

大きく 2 番、職員の服装の軽装化についてです。

本町では、職員の服装について、毎年 5 月から 10 月末までの間、地球温暖化防止対策及び節電対策の一環として、ノーネクタイやノー上着等のエコスタイルの取組を実施されています。

また、今年度からは、エコスタイルの取組をさらに推奨するために、町で統一したポロシャツの作成にも取り組まれたとお聞きしています。

そのような中、城陽市をはじめ、全国では、多様で柔軟な働き方の推進や気候変動への適応等の観点から、年間を通した職員の服装の軽装化に取り組んでおられる自治体が増えています。

公務員としての品位を失わず、住民の皆さんに不快感を与えない服装であることは当然のことですが、気候や職員一人一人の体調等に応じた服装を取り入れることで、働きやすい職場環境を整え、業務の効率化を図ることができれば、住民サービスの向上にもつながるのではないかと考えます。

そこで、本町でも職員の服装の軽装化について取り組む考えはないのか、お聞きします。

大きく3番、「カスハラ」対策における職員の名札表記についてです。

6月議会で職員への「カスハラ」の実態と対策についての一般質問がありましたが、「カスハラ」が社会問題化し、国も対策強化を検討する中、「職員を守る」との考えが急速に広まり、自治体職員が業務中につける名札をフルネームから名字だけに切り替える動きが全国的に広がっています。

本町において職員の被害が問題となる前に、また来庁される方により分かりやすくするために、名札の表記を名字のみの平仮名に変更する等の対策を取ってはどうかと思います。

以上、よろしく申し上げます。

議長（奥田俊夫） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 高江企画財政課長。

企画財政課長（高江裕之） 谷田利一議員のご質問にお答えいたします。

1点目の行政におけるキャッシュレス化についてであります。一つ目の公金等のキャッシュレス決済導入に対する本町の検討状況と近隣自治体の導入状況につきましては、本町では、令和5年4月より、町府民税をはじめ固定資産税・都市計画税及び軽自動車税については、地方統一QRコードを活用したキャッシュレス納付を導入しております。なお、窓口における各種交付手数料等については、キャッシュレス決済の導入に向けて検討を進めているところであります。

次に、近隣自治体の導入状況につきましては、いずれも窓口において、城陽市、京田辺市、木津川市がクレジットカードと電子マネーを、精華町、南山城村は電子マネーでのキャッシュレス決済を導入されていると伺っております。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 奥山産業環境課長。

産業環境課長（奥山英高） 二つ目の本町において電子マネーの導入等を検討してはどうかにつきましては、議員ご指摘の「ナギフトカード」は、地域経済の活性化や多様な活動への参加促進を狙いとして、買物や様々な活動参加によってポイントがたまり、また、現金をチャージすることで電子マネーとしても利用できる、いわゆる「地域通貨」であり、その成功事例として注目されていると承知しております。本町においても、井手町商工会が同様の

趣旨で「プレミアム商品券」に取り組まれており、このサービスをベースとして、デジタル技術を取り入れた新たな仕組みが付加できないか、商工会とも協議してまいりたいと考えております。

三つ目の町内の商店等への決済端末等の導入補助につきましては、町内においては既にキャッシュレスを導入されている事業者もあると聞いておりますが、事業者にとっては初期費用や維持費、決済手数料等の経費負担が発生するため、導入するに当たっては費用対効果等も考慮する必要があります。町による導入補助等については、近隣自治体での補助等の事例を調査するとともに、井手町商工会の意見も伺いながら、ニーズの把握や効果的な補助の在り方等を検討してまいりたいと考えております。

四つ目の井手町商工会が発行するプレミアム商品券の電子化につきましては、ご指摘のようなメリットがある一方で、電子機器をお持ちでない方や不慣れな方へのフォロー、クレジットカード情報や個人情報の漏えいリスク等の課題も考えられますが、商工会に加盟する事業者のキャッシュレス化の導入状況も見ながら、先ほどもご答弁申し上げましたとおり、商工会とも協議してまいりたいと考えております。

また、町を挙げてキャッシュレス化に取り組む考えにつきましては、キャッシュレス化は国が推進する施策でもあり、今後ますます加速していくものと予想されますので、本町においても、誰もが利用しやすい環境の整備、事業者への導入支援及び公共施設でのキャッシュレス化のさらなる推進など、住民・事業者・行政が一体となった取組を進めてまいりたいと考えております。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 平間総務課長。

総務課長（平間克則） 2点目の職員の服装の軽装化についてであります。本町では、地球温暖化対策の一環として、平成16年度に省エネ強化月間を設け、ノーネクタイ、ノー上着、半袖等のエコスタイルの励行を行うとともに、始業前・始業後・昼休み等の消灯をはじめ、冷房使用時には28度に、暖房使用時には20度以下の温度設定にするなど、近年の気候変動問題の深刻化やエネルギーの価格高騰などを踏まえながら、節電対策を図りつつ、働きやすい環境となるよう努めているところであります。

議員ご指摘のとおり、年間を通して職員の服装の軽装を図ることにより、

過度な冷暖房に頼ることなく、気候や職員一人一人の体調等に応じた服装を取り入れることができるなど、快適で働きやすい環境となり、結果、地球温暖化対策や節電対策はもとより、業務の効率化や行政サービスの一層の充実につながるものであると考えております。なお、当然のことながら、公務員としての品位を失わない節度ある服装とし、住民や来庁者の方に不快感を与えることのないよう配慮しつつ、試行期間も取り入れながら、職員の服装の軽装化に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

3点目の「カスハラ」対策における職員の名札表記についてであります、現在、近隣自治体はもとより、全国的にも地方自治体のみならず民間企業においてもカスタマーハラスメントの対策の一つとして、名札をフルネームから名字へ変更されていることについて承知いたしております。

なお、本町といたしましては、現行の役職やフルネームを表記した名札により、住民の皆さんや来庁者の方に与える安心感と、表記を「名字」のみとすることで、職員が不安を感じることなく住民サービスを提供できる環境づくりとのバランスを見極めながら、カスハラ対策につながる名札の表記方法について検討してまいりたいと考えております。

議長（奥田俊夫） 再質問ございませんか。

次に、小割直彦議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 小割直彦議員。

4番（小割直彦） 議長より発言の許可を頂きましたので、通告に基づき、一般質問をさせていただきます。

大きく2点ですけれども、旧庁舎の活用方針について。2番目に、新庁舎の「ドマ」の名称についてということで質問させていただきたいと思います。

一つ目に、旧庁舎の活用方針についてですけれども、新庁舎が完成して1年と数か月が経過いたしました。本年3月にも旧庁舎についての質問がありましたが、旧庁舎を売却するのか再利用するのか、その活用方針がいまだ不透明なままとなっていると思います。

先日、岡山県美咲町に視察に行きましたが、美咲町長は「人口が減るからといって、町の面積が小さくなるわけではない。人口減少に見合った町にしていくこと、町の在り方を人の在り方に合わせていくことが必要」と公共施設「収縮」の方針を掲げ、町の「ハコモノ」およそ60施設を統廃合し、解

体・売却するという大胆な事業に取り組んでおられます。これは費用がかかっても、将来世代に負担を残さず、住民の生活をどう守っていくかという、まさに将来を見据えた政策です。

本町もこのように「賢く収縮する」という取組を今後のまちづくりの参考にしていくべきだと思います。

また、旧庁舎を現在の状態にしておくことは、防災や防犯面の問題に加え、維持管理費もかさむのではないかと思います。

例えば、旧山吹ふれあいセンターと同様に、旧庁舎も解体して民間等へ売却するなど、その活用方針を一日でも早く決定し、事業を進めてはどうかと考えます。

そこで、次のことについてお尋ねします。

①旧庁舎の活用方法等についての方向性は決まったのか。現在の検討状況は。

②解体費用や売却した際の収益は、概算でどの程度か。

③現在、町有地の合計件数は何件で、その売却状況はどうなっているのか。

④今後、町の施設をダウンサイジングする考えはあるか。

二つ目なんですけども、新庁舎の「ドマ」の名称についてでございます。

新庁舎を活用して開催されるイベントでは、「ドマ」という表現をよく耳にいたします。徐々に浸透してきていると思いますが、若い方々に理解されているのか少し疑問です。

本来「土間」とは、「屋内にありながら、土足でいることができる空間」を表す名称で、昔の日本家屋において「土間」は、玄関や勝手口から台所とながり、汚れても大丈夫な作業場としての使い方が一般的でした。

しかし、現在の家屋には「土間」のような場所はほとんどないことから、若い方々にもすぐに分かっていただけるような親しみやすい名称をつけてはどうかと思います。

そこで、次のことについてお尋ねします。

①広場が「ドマ」という名称になった経過は。

②「イデフル」や「テオテラスいで」のように、「ドマ」の名称を住民公募して、若者にも浸透するような名称をつけてはいかがかと思います。

以上、質問を終わります。

議長（奥田俊夫） 答弁願います。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 平間総務課長。

総務課長（平間克則） 小割議員のご質問にお答えいたします。

1点目の旧庁舎の活用方針についてであります。一つ目の旧庁舎の活用方法等についての方向性、また、現在の検討状況につきましては、旧庁舎については、まず、単に取り壊すのではなく、何か利活用する方法がないかという考えの下、これまでの間、情報収集や協議などを行ってきたところであります。

その一つを申し上げますと、京都地方税機構の山城中部地方事務所が、現在入居している施設の関係で来年度に移転する必要があるとのことから、本年1月に当該事務所から所管市町に対して空き公共施設の調査があり、そこから協議を進めてきたところでありますが、本年10月に総合的な判断により、本町の旧庁舎ではないほかの場所に移転すると税機構からの報告があったところであります。

また、これらのほかにも情報収集をしておりますが、旧庁舎の構造や規模、立地条件などから、なかなかマッチングする業種がない状況であります。今後も引き続き各方面への情報収集等に努めてまいりたいと考えております。

二つ目の解体費用や売却した際の収益は概算でどの程度かにつきましては、先ほどご答弁申し上げましたように、まず、旧庁舎を利活用する形で現在情報収集や協議をしておりますので、現在のところ、解体費用や売却収益は把握しておりません。

三つ目の現在、町有地の合計件数は何件で、その売却状況はどうなっているのかにつきましては、施設数にてカウントいたしますと、行政財産のうち公用財産として庁舎や保健センター、学校給食センターなどの土地が21件、建物が23件、公共用財産として保育園や小・中学校、山吹ふれあいセンター、公園などの土地が137件、建物が91件でありまして、合計、土地が158件、建物が114件であります。

また、行政財産以外の土地で山林や墓地、空き地などの普通財産があり、これらを売却しておりまして、その状況につきましては、直近3年間で申しますと、令和4年度は3件、売却総額715万5,318円、令和5年度は1件、売却額11万848円、本年度は12月1日現在で1件、売却額89万9,362円であります。

2点目の新庁舎の「ドマ」の名称についてであります。一つ目の広場が「ドマ」という名称になった経過につきましては、まず新庁舎の設計業務委託の発注に際し、有識者である大学教授3名と本町の参与の4名から成る新庁舎の設計業者を選考するための委員会を設置し、価格競争ではなく、その企業の企画力や提案力を総合的に評価する「プロポーザル方式」にて業者を選定していただいた結果、複数ある業者の中で一番高い評価であった「千葉学建築計画事務所」が採用となったところであります。この企画提案時に、既に片仮名で「ドマ」「ニワ」という名称でのプレゼンテーションがあり、緑あふれる親しみやすいソフトな印象である「ニワ」、そして、活気あふれる様々な活動の舞台となるハードな印象を持てる「ドマ」としてそれぞれ名づけられており、新庁舎のシンボリックでインパクトのある名称として高く評価を得たものの一つでありまして、そのコンセプトを採用しているところであります。

二つ目の「イデフル」や「テオテラスいで」のように、「ドマ」の名称を住民公募し、若者にも浸透するような名称をつける考えにつきましては、新庁舎は地域住民の方々の財産であり、親しみを持っていただくことも大変重要であると考えておりますので、「ドマ」の名称について、募集や選考方法などについて検討してまいりたいと考えております。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 高江企画財政課長。

企画財政課長（高江裕之） 1点目の四つ目の今後、町の施設をダウンサイジングする考えがあるのかにつきましては、本町では平成28年3月に、長期的な視点で公共施設等の更新・統廃合・長寿命化を計画する「井手町公共施設等総合管理計画」を策定し、本町が所有する資産の保有状況を把握・整理し、中長期的な維持管理・更新等に係る経費の見込みを明らかにしつつ、総合的かつ計画的な管理に努めております。

その中で、統合や廃止の推進方針として、住民のニーズや社会情勢の変化、今までの利用状況に鑑みて、必要性が認められない施設については、議会や地元との調整を十分整えた上で、用途廃止・撤去の検討を行うとともに、改築に際しては、周辺類似施設の集約化による機能統合も視野に入れることとしております。

具体的には、新庁舎の運用が開始されたことによる旧庁舎の活用策はもと

より、他の施設についても機能集約・統合について検討していく必要があると考えております。

いずれにいたしましても、今後も引き続き、本計画に基づき、町が保有する公共施設等について、ダウンサイジングも踏まえ適切な維持管理に努めてまいりたいと考えております。

議長（奥田俊夫） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 小割直彦議員。

4 番（小割直彦） 解体等、なかなか時間がかかるということなんですけども、私が気になっているのは旧庁舎の裏側です。死角になっており、施錠もなく、出入りが自由というか、そこに職員が用事があるために開けておられると思うんですけども、その入り口のところで近隣の住宅の崩壊が懸念されまして、作業するに当たっても危険な状態になっているのかと思いますけども、そういう対策をしているかどうか。今後、旧庁舎を利用、解体するに当たって、なかなか時間がかかると思いますので、まずそこからしていかないと、職員と住民への危険が増すと思いますし、夜には真っ暗になりますので、その辺の対策はどのようにされるのか質問します。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 平間総務課長。

総務課長（平間克則） 旧庁舎の裏側ということで、旧庁舎の南側の駐車場、公用車を止めた駐車場部分のことかと思うんですけども、その土地は個人の方から借用させていただいていた土地でありまして、毎年度契約を更新していたわけなんですけども、昨年7月に新庁舎へ移転になったタイミングで、そういった借用の契約は現在は継続していないので、そちらの土地については個人の持ち物ということでございます。そういったことから今、役場の方で何か対策ということをするというのはできないのかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

議長（奥田俊夫） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 小割直彦議員。

4 番（小割直彦） 質問ではございませんが、草木も生え茂っていますので、

個人宅でしょうけども、職員のけがにつながるようなこともあってもなりませんので、早急にまた対策をお願いしたいと思います。

それとあと「ドマ」ということで、私、農家出身ですが、「ドマ」というのは小さい頃に実在したということがありまして、「ドマ」という感じを私は何か感じるんですけども、今後、若い方や小さい子などが「ドマ」と聞いたときに役場の「ドマ」を思い出すというようなことも考えられますし、もっとここは、私は「ドマ」というのがあまりしっくりこない、私の個人的な意見ですけども。ぜひ頭を柔らかくして、名称をまた考えていただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

議長（奥田俊夫） この際、暫時休憩します。１１時１０分から。

休憩 午前１１時００分

再開 午前１１時１０分

議長（奥田俊夫） 休憩前に引き続き、再開します。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 岡田久雄議員。

９番（岡田久雄） 事前に通告しておりました大きく２点について一般質問をいたします。

まず初めに、「带状疱疹ワクチン」の定期接種化について質問をいたします。

令和５年３月定例会の一般質問において、私が带状疱疹ワクチン接種の公費助成について町の考えをお聞きしたところ、「国で定期接種化の検討が進められている。国の動向や先進自治体の取組など、引き続き情報収集に努めたい」との答弁がありました。

その後本町では、带状疱疹ワクチンの接種費用助成の実施には至っておりませんが、住民の皆様からはこれまでの間、带状疱疹に罹患されたとの辛い声や、後遺症をはじめ、带状疱疹に対する大きな不安とともに、公費助成を求める多くのご意見をお聞きしてまいりました。

そのような状況の中、全国では独自に接種費用を助成する自治体も増えており、本年６月現在で計６６０自治体に上っています。

また、今年６月２０日に開催された厚生労働省の専門家委員会の議論の中で、「高齢者を対象とする带状疱疹のワクチンについて、接種費用を公費で負担する定期接種に含める」という方針が決定されました。

そこで、再度質問させていただきます。

①国の動向等を受け、本町での助成制度実施についての考えに変化はあったか。

②国において、今後带状疱疹ワクチンの定期接種が制度化されたとき、周知方法等を含め、本町の対応はどのようになり、町独自でのワクチン接種の支援拡充の考えはあるのか。

次に、「マイナ保険証」の利用促進等について質問します。

総務省のホームページによると、令和6年10月現在、マイナンバーカード交付枚数は1億292万6,981枚で、人口に対する保有率は75.7%となっています。

マイナンバーカードは、デジタル社会における公的基盤となるもので、保険証として利用することで、過去の医療情報をデータで共有できたり、高額療養費制度の限度額適用認定証が不要になるなど、患者と医療機関の双方に多くのメリットが見込まれています。

しかし、現行の保険証は2024年12月2日以降に新たに発行されなくなることから、マイナ保険証への登録が簡単にできる端末（顔認証付カードリーダー）が設置されている医療機関の受付や薬局等の窓口において、現在マイナ保険証の利用促進に向けた取組が進められています。

このような状況を踏まえ、今後は医療サービスの利便性が向上するなど、マイナ保険証を利用することでのメリットについて、より丁寧に発信していくことが大変重要であると考えます。

そこで、次のことについて質問します。

①直近での本町におけるマイナンバーカード取得人数及び取得率についてお聞きします。

②役場窓口でマイナ保険証の登録は可能か。

③高齢者を中心に、マイナンバーカードを取得したくてもできない方や施設等に入所されている方等への支援も必要だと思います。高齢者施設や高齢者の自宅に出向いての取得支援について、町の見解をお聞きします。

④厚生労働省からは、マイナ保険証の利用促進に向けた積極的な対応や周知についての協力依頼が出されています。本町におけるマイナ保険証利用促進のための取組状況と、今後の広報活動の考えについてお聞きします。

⑤マイナンバーカードを作っていない場合やマイナ保険証を持っていない

場合、今後の保険診療はどのようになるのか。

以上、よろしくお願いをいたします。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 畑中保健センター所長。

保健センター所長（畑中博之） 岡田議員のご質問にお答えいたします。

1点目の带状疱疹ワクチンの定期接種化についてであります。一つ目の国の動向などを受け、本町での助成制度実施についての考えに変化はあったかにつきましては、令和6年7月に開催された国の厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会において、带状疱疹ワクチンを定期接種に用いるワクチンとする方向性で、接種目的、対象年齢、使用するワクチンの種類などについて検討が進められており、定期接種化された場合に円滑に対応できるよう準備を進めるために、定期接種化の時期も含めた国の検討状況を注視しているところであります。

二つ目の定期接種化されたとき、周知方法などを含め本町の対応、町独自のワクチン接種の支援拡充の考えがあるのかにつきましては、他のワクチンの定期接種と同様に、「広報いで」やホームページを通じて住民の方へ分かりやすくお知らせしたいと考えており、費用助成については、国から接種対象者など接種プログラムが示されてから検討することになりますが、現時点では、国において最終的に決定される接種対象者の範囲で対応してまいりたいと考えております。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 花木住民福祉課長。

理事（花木秀章） 2点目の「マイナ保険証」の利用促進等についてであります。一つ目の本町における直近でのマイナンバーカード取得人数及び取得率につきましては、総務省の資料によりますと、本年10月末現在で保有枚数が5,154人、保有枚数率は73.7%となっております。

二つ目の役場窓口でマイナ保険証の登録が可能かのご質問につきましては、基本的にマイナンバーカードの健康保険証利用登録は、マイナンバーカードを所持する方ご自身が、医療機関や薬局の受付に設置された顔認証付カードリーダーからの登録やご自身のマイナポータル、またはセブン銀行のATMから申請していただくこととなっておりますが、役場窓口にてご自身の登録等が困難である旨の申出があった場合には、申請のお手伝いをいたし

ております。

三つ目の高齢者などご自身でマイナンバーカード取得が困難な方の支援につきましては、昨年度より本町独自の取組として、役場職員がカード取得を希望される方のご自宅や高齢者施設などへ出張し、無料で写真の撮影や申請書記入のお手伝いをする「マイナンバーカード出張申請サポート」を実施するなど、マイナンバーカード取得の支援に努めているところであります。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 中谷保健医療課長。

保健医療課長（中谷 誠） 四つ目のマイナ保険証利用促進のための取組状況につきましては、「広報いで」やホームページによる案内のほか、国民健康保険や後期高齢者医療の現行の保険証更新時や新規加入時において、個別にマイナ保険証の利用登録方法を記したリーフレットを配布し、利用促進に向け取り組んでいるところであります。今後の広報活動については、現在実施している取組を継続して実施してまいりたいと考えております。

五つ目のマイナンバーカードやマイナ保険証を持っていない場合の保険診療につきましては、国民健康保険や後期高齢者医療では、現在お手持ちの保険証の有効期限が切れる際、もしくは新規の加入時の際に、ご本人からの申請なしで資格確認書を交付いたしますので、これを医療機関に提示いただくことで、これまでどおり保険診療を受けていただくことが可能であります。

議長（奥田俊夫） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 岡田久雄議員。

9 番（岡田久雄） 再質問と要望をさせていただきたいと思います。

まず初めに、「带状疱疹ワクチン」接種の方でございますが、7月18日に開催されました国の予防接種基本方針部会では、「带状疱疹ワクチン」接種の定期化に向けての具体的な対応について議論されました。対象年齢は65歳を軸に検討され、また、65歳以上となるか、高齢者肺炎球菌ワクチンのように経過措置がつくかは未定ですが、B類ワクチン接種となる可能性は高いと聞いております。今後、審議会での議論が本格化すれば、最短で来年4月に定期接種化される可能性もあります。

そこで、質問させていただきます。

1、現在、国からワクチン接種に向けて新たな概要等が現在示されている

のでしょうか。先ほどの答弁と重複するかも知れませんが、よろしくをお願いします。

二つ目に、早ければ4月より定期接種化されるかも知れませんが、予算の確保に向けて何か既に検討されているのでしょうか。

次に、マイナ保険証について再質問いたします。

一つ目に、マイナ保険証登録者数、本町の人数をお聞かせください。また、一度登録すればどこの病院、薬局でも利用することが可能なのか。

二つ目、先ほどもありました資格確認書は全員に配付されるのか。対象者は決められているのか。

三つ目に、受診時に登録したマイナ保険証が顔認証付カードリーダーで確認できない、不具合のとき、また、暗証番号を忘れた場合もあると思いますが、その場合は受診できるのか、どういう対応をすればいいのかお聞きいたします。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 畑中保健センター所長。

保健センター所長（畑中博之） 带状疱疹の関係でございますけれども、国の審議会等における带状疱疹ワクチンに関する審議につきましては、7月18日に開催されましたけれども、それ以降、開催されておられません。審議会の開催状況でありますとか審議内容などにつきましては、厚生労働省のホームページに掲載されておりますので、その情報を注視しているところであり、現在国からはそれ以外の情報というのは示されておられません。

予算の確保に向けた検討ということでございますけれども、現時点で開始時期や対象年齢が未定でございますので、国の情報を注視してまいりまして、国が方向を示された後に、予算化については検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 中谷保健医療課長。

保健医療課長（中谷 誠） マイナ保険証の関係でございますが、マイナ保険証登録者数につきましては、11月現在で、国民健康保険では913人で、後期高齢者医療では849人です。それから、一度利用登録すれば、オンライン資格確認に対応している医療機関であれば利用できるということ

でございます。

それから、資格確認書の発行についてであります。国民健康保険では、令和6年12月2日以降に新規加入時にマイナンバーカードを取得していない方や保険証登録していない方、また、現在お持ちの保険証の有効期限が切れる際や再発行や資格情報に変更が生じたときに、マイナ保険証登録がされていない方について発行いたします。

それから後期高齢者医療につきましては、令和6年12月2日以降、令和7年8月の年次更新までは、暫定的な運用として年齢到達等で資格取得される方や被保険者証の再発行や資格情報に変更が生じた方は、マイナ保険証の登録あり、なしに関わらず発行するというところでございます。

それから、マイナ保険証の読み取りができない場合や暗証番号を忘れたときにつきましては、医療機関において、再診の場合であれば、マイナンバーカードを提示することにより過去の受診時の資格情報を確認して、初診であれば、資格申立書に記載し受診することができるということになっております。また、あらかじめスマートフォンでマイナポータルにアクセスし、資格情報をダウンロードしておくことで、それを医療機関に提示して受診することもできるということになっております。

以上でございます。

議長（奥田俊夫） 再質問はございませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 岡田久雄議員。

9番（岡田久雄） 要望させていただきたいと思います。

带状疱疹ワクチンでございますが、B類となる見込みの带状疱疹ワクチンには2種類ございます。生ワクチンは接種回数が1回で1万円程度、発症予防効果は69.8%、持続性は5年程度。不活化ワクチンは2回接種で1回2万円、計4万円程度、発症予防効果は96.6%と非常に高くなっております。持続性は9年以上と聞いています。

このように、値段も回数も大きく異なるワクチンが同一疾病で定期化されるのは、B類で初めてのことだと思います。既に独自で带状疱疹ワクチン接種を実施している自治体では生ワクチン、不活化ワクチンとも半額程度の助成を実施している自治体が最も多いと聞いています。B類のワクチン定期接種では、市町村によって自己負担額を設定することができます。

今後において、他市町村との自己負担額の差に注目が集まると思います。帯状疱疹ワクチンは、このように種類によって接種費用の差が大きいため、大事なものは、補助割合をそろえて、それぞれのワクチンに自己負担額を設定することが透明性、公平性の観点から重要と考えます。高齢者に優しいまちづくりの観点からも、自己負担額が少しでも軽減されるよう強く要望させていただきます。質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（奥田俊夫） 谷田健治議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 谷田健治議員。

2 番（谷田健治） 2 番、谷田健治です。

質問通告に基づき、質問いたします。

まず 1 点目に、J R 山城多賀駅前公衆トイレの早期改修について質問をいたします。

令和 6 年 3 月議会の一般質問において、J R 山城多賀駅前公衆トイレの老朽化に伴う破損箇所等の改修を求めました。答弁は、「令和 2 年に破損が確認された女子用のトイレの天井張り替えや屋上の漏水対策を実施するなど必要な修繕を実施」、「来年度、年数を経過している施設を対象に総点検を実施し、改修の必要性についても検討する予定。必要と判断されれば改修を実施」、「天井が抜けるなどそういう状況になっていない」という内容でした。

その後、トイレ表示やトイレの案内板が一部を残し、新たに付け替えられ、改善された面はありますが、男子の和式トイレについては、天井部が剥がされ、天井裏が見える状態になっており、照明は切れています（11月23日現在）。

J R 山城多賀駅は、多賀地区の玄関口であり、地区の玄関口にふさわしいトイレとなるよう早急に改修することを求め、以下質問いたします。

① J R 山城多賀駅前公衆トイレの現状をどのように捉えていますか。

② J R 山城多賀駅前公衆トイレの総点検はいつ行いましたか。点検の結果、改修の計画はありますか。

③ 3 月議会では、「天井が抜けるなどそういう状況になっていない」との答弁でしたが、実際は天井の一部が落下していたのではありませんか。

④ 小規模な改修にとどめず、この際思い切って洋式化はもちろん最新設備

へ改修すべきと思いますがどうですか。

次に、２点目です。ＪＲ山城多賀駅自由通路の早期改修について質問します。

ＪＲ山城多賀駅の自由通路は、地元有志の「駅見守り隊」の方により清掃活動やごみ回収が行われています。ボランティアの皆さんによって駅の美化・環境維持がなされているといっても過言ではありません。しかし、自由通路は、経年劣化や、雨や風が入りやすい構造であるため、支柱部分や壁面塗装の剥がれている部分が多数見られる。また、支柱の下部を覆っている金属板の剥がれや反り返りにより利用者が足を引っかけるのではないかと心配する部分もあります。南向き上り階段の西側外部の壁には穴が空き、破損している部分もある。階段部分では、タイルの一部破損、階段支柱の塗装の剥がれ、さび止め等の露出が目立ちます。

駅利用者の安全と多賀地区の玄関にふさわしい駅の美観を維持するための早期改修を求め、以下質問いたします。

- ① ＪＲ山城多賀駅自由通路の現状をどのように捉えていますか。
- ② 自由通路改修の計画はありますか。
- ③ 改修にはＪＲとの協議が必要と考えますが、どのようになっていますか。

３点目の質問です。人口減少、高齢化が進むなかでの町づくりについて質問します。

町はこれまで子育て支援策の充実、ＪＲ奈良線の複線電化、白坂開発など企業立地による雇用の創出、若者が住みやすい環境づくりなどに力を入れることを通して人口減少を食い止めるとしてきました。さらに、今後の人口減少を食い止める方策の一つとして、「まちづくりの核となる国道２４号城陽井手木津川バイパスの早期実現に取り組むとともに、このバイパスへのアクセス道路の整備と宅地等の開発適地の拡大を行うこと」を挙げています。

今、我が国は人口減少社会に突入し、今後高齢化率も高くなります。国立社会保障・人口問題研究所が２０１３年１２月に公表した井手町の将来推計人口は、約１０年後の２０３５年には５，７０２人、２０年後の２０４５年には４，５７７人と予測されています。このような状況の中で、人口減少をできるだけ食い止めることが必要ですが、一方では、人口が減少、高齢化が進む中でも、誰もが安心して幸せに暮らせるまちづくりを進めるために、町として早急に取り組むべき課題があります。放置しておくことはできません。

その視点から、以下質問する。

①国道２４号城陽井手木津川バイパスの完成時期及び宅地等の開発時期は何年後になりますか。また、住宅開発による人口増の規模はどの程度を見込んでいますか。

②誰もが安心して幸せに暮らしていく上で、公共交通機関の果たす役割は今後さらに重要となります。誰もが利用できるコミュニティバスの運行に踏み出すべきではないですか。「ＩＤＥＣＡ」は町外へも行け、利用日の拡大も必要ではないですか。

③防災無線が設置されましたが、アナウンスの内容が聞き取れないとの声が多数寄せられています。これでは、正確な情報が住民に伝わらず、緊急避難時に対応することはできません。安心・安全の観点から戸別受信機を早急に全戸に配布すべきではないでしょうか。

④住民の高齢化に伴い、これまで自治会で行っていた地域の清掃活動や住民がボランティアで行っている活動の維持が次第に困難になっているとの声を聞きます。地域コミュニティの機能維持のために行政は地域担当者を決め、町職員が積極的に地域へ出向き、支援、援助、協働する体制を設けるべきではないでしょうか。

以上、質問を終わります。

議長（奥田俊夫） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 辻井建設課長。

建設課長（辻井祐介） 谷田健治議員のご質問にお答えします。

１点目のＪＲ山城多賀駅前公衆トイレの早期改修についてであります、一つ目のＪＲ山城多賀駅前公衆トイレの現状をどのように捉えているのかにつきましては、設置後約２４年経過していますが、コンクリートの構造体そのものに異常や劣化は見られないものの、屋上の排水不良やこれによる天井パネルの劣化、室内照明が暗いことなど、部分的な改修や清掃が必要と考えております。

こうした中、本年４月にトイレ室内の特別清掃とトイレトペーパーホルダーの取替えを、６月に案内表示と点字看板の取替えを実施したところであります。

二つ目の総点検の時期と改修の計画につきましては、本年９月に「公共施

設総点検業務」として、専門業者による目視点検を実施しております。

点検結果では、構造体への指摘はなく、天井のパネルや室内の化粧板が劣化しているとの判定であったことから、これらを踏まえ、天井のパネルや室内の化粧板の張り替え、併せて職員による再調査の結果、屋根材の防水塗装、照明器具の更新、バリアフリースイールのドアの更新を行うこととして、令和7年度の当初予算において、所要額を計上してまいりたいと考えております。

三つ目の天井の落下につきましては、11月5日にトイレの清掃業者より通報を受け、天井のパネルが1枚落下している状況であったことから、その周辺のパネルについても取り外したところであります。

原因につきましては、雨どいに落ち葉等が堆積したことにより、屋根にたまった雨水が天井裏に漏れ出したことで、天井パネルに水が染み込み劣化し、重力で落下したと考えられ、現在は応急対応実施済みであります。

四つ目の洋式化や最新設備への改修につきましては、点検結果により、構造体については何ら支障がないことから、現在のところ既存設備を有効に活用してまいりたいと考えており、今後、改修が必要となった際には、駅利用者や普段、駅の清掃や見守り活動をしていただいているボランティアの方々の意見もお聞きしながら判断してまいりたいと考えております。

2点目の山城多賀駅自由通路の早期改修についてであります。一つ目のJR山城多賀駅自由通路の現状をどのように捉えているのかにつきましては、この自由通路は町道の橋梁として管理しており、橋梁長寿命化計画に基づき5年に一度の法定点検を実施しております。

議員ご指摘のような部分的な損傷につきましては、令和3年度に実施した法定点検により把握しております。

二つ目の自由通路の改修の計画につきましては、この点検結果を踏まえて、他の町道橋も併せて、補修に向けた国や府への予算要望や設計業務を行ってきたところであり、特に階段を下りたところの屋根を支えている支柱の根元部分について、腐食が進行している箇所があるため、支柱部分の補強や塗装、その他損傷箇所の補修工事を年明けに発注する予定であります。

三つ目の改修の際のJRとの協議につきましては、改修箇所が鉄道敷と近接していることから、JR保線区との近接協議を行い、鉄道の安全運行の確保について協議が整った上で工事発注していくこととなります。

3点目の人口減少、高齢化が進むなかでの町づくりについてであります。

一つ目の国道２４号城陽井手木津川バイパスの完成時期及び宅地等の開発時期、人口増の見込みにつきましては、まず、国土交通省において事業を進めていただいている国道２４号バイパスの完成時期につきましては、現在公表されておられません。

次に、宅地等の開発時期、人口増の見込みにつきましては、「第５次井手町総合計画」において、土地利用の構想として「国道２４号城陽井手木津川バイパスの開通を見据え、沿道付近等において新しい住宅地の整備を検討することとしておりますが、現時点で具体的なものはございません。

なお、この１２月から今後のまちづくりの基本的な方針を定める「井手町都市計画マスタープラン」の改定業務に着手いたしますので、この中で町全体としての定住を促進するための住宅整備の在り方についても検討していく予定としております。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 高江企画財政課長。

企画財政課長（高江裕之） 二つ目の前段のコミュニティバスの運行につきましては、昨年９月定例会に町長が答弁されたとおり、以前に本町で運行されていた循環バスの利用状況から、毎年大きな赤字が想定されるコミュニティバスを運行することは大変難しいものと考えております。現時点においても、この状況に変わりはないものと考えております。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 坂井高齢福祉課長。

高齢福祉課長（坂井幸一郎） 二つ目の後段の「ＩＤＥＣＡ」につきましては、実施主体である井手町社会福祉協議会から町外への運行は考えていないと聞いております。

また、利用日の拡大については、社会福祉協議会において、運営の体制などを考慮し判断されるものと考えております。

本町といたしましては、今後も社会福祉協議会と十分に協議しながら、高齢者の方の移動手段として、自宅から目的地まで利用していただける「ＩＤＥＣＡ」への支援を続けてまいりたいと考えております。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 菱本安心・安全推進課長。

安心・安全推進課長（菱本嘉昭） 三つ目の安心・安全の観点から戸別受信

機を全戸配布すべきとのことにつきましては、まず、防災情報の伝達につきましては、従来のテレビやラジオ、ホームページ、広報車両などによる周知に加え、有効な伝達手段の一つとして同報系防災行政無線を本年度から運用開始し、屋外スピーカーから、防災情報等を放送しております。なお、気象条件等により音声等が大き過ぎる、または聞こえづらいとのご意見も頂いておりますが、引き続き有効な情報伝達の一つのツールとして運用してまいりたいと考えております。

また、緊急情報を手元で確認する手段として、現在運用している携帯電話等への緊急速報メールや登録制のメール配信サービス、電話確認サービス、電話発信サービスに加え、10月から本格運用した井手町LINEも積極的に活用いただけるよう、周知・啓発を行い利用拡大に努めているところであります。

なお、戸別受信機につきましては、様々な緊急情報を入手するツールがある中で、全戸配布の必要性や運用・活用面での有用性について、他の自治体の例も参考にしながら、今後も継続して研究してまいりたいと考えております。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 平間総務課長。

総務課長（平間克則） 四つ目の地域コミュニティの機能維持のために行政は地域担当者を決め、町職員が積極的に地域へ出向き、支援、援助、協働する体制を設けるべきではないかにつきましては、まず、本町では、各区長の皆様をはじめ、区役員の方々に、住民と行政とのパイプ役として、大変重要な役割を担っていただいておりますことと認識いたしております。

ご承知のとおり、本町は小規模自治体であることから、地域をよくする上で、各地域を熟知しておられる区長、役員の皆様方が、それぞれの地域で検討や協議を行っていただき、本町に要望や意見等を直接お伝えいただくことが、地域にとりましても、本町にとりましても行政運営を進める上で、円滑かつ効果的であると考えておりますので、地域担当者制度については現在のところ考えておりません。

議長（奥田俊夫） 再質問ございませんか。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 谷田健治議員。

2 番（谷田健治） 再質問させていただきます。

まず、1 点目の J R 山城多賀駅前公衆トイレについては、一定、雨漏りなど、そういう改修をされていくという方向で答弁いただいたというふうに理解しております。それで、私の質問した総点検をいつ行ったかという質問の趣旨は、3 月に、今年度に総点検をするということで、それが 9 月だったということでの答弁なんでしょうか。後で答弁ください。

それから、天井の一部の落下は非常に危険だったと思います。私はなぜ知ったかというと、朝早くトイレの掃除に火、木、土だと思いますが、業者の方が来ておられました。落ちたより後に穴が空いていたのを見たわけです。その方がおっしゃっていたのは、非常に重たいですよ。雨水を含んでいたわけです。その含んでいる状況というのは、目視で外から見えていたら分からないですが、この間の劣化の状況を見れば、非常にそこだけ黒くなっていて、カビが生えていると。だから、11 月 2 日に結構雨が降りました。それもあるだろうかと思いますが、もう少し中の方までその状況を見て点検すべきではあったと思うんですが、今、そういうことはどう考えておられますか。その点検が本当に大丈夫だったのかということでもあります。

それからあと、いろんな改修の部分で要望も含めてお願いしたいと思います。現在、男子トイレの小便器の方です。そこには身障者の方が、特に目の不自由な方が小便器の位置が分かるように立つ、名前をどういうのか私、分かりませんが、黄色い丸のついたやつです。それが足元にあるんですが、1 か所ずれています。それをぜひ早急に直してください。障がい者の週間は終わりましたが、それを直していただきたい。

それとトイレの西側の上の方に、トイレというような貼り紙が貼ってあって、表示板がついているんです。その表示板は結構小さいですが、駅の方から見えるということで、男子だけがトイレの表示板が見えて、女子の方は消えていて分からないんです。そういうところも含めて、今回の点検の中で直していただきたいというふうに、それを要望として申し述べたいと思います。

それから、自由通路のことについてですが、これも一定の改修の方向という答弁をもらったわけですが、かつて、私の記憶違いだったら申し訳ないんですが、工事の前に白いチョークをつけるようなことがよく行われているんですが、かつてついていなかったですか。そのときに工事があるのかな

と思っていたんですが、これ、今回初めてということになるのか、それはこの間の経過といいますか、先ほどの中でいいますと、令和3年に把握していたということなんですが、それ以降、今までずっとJRとの話合いがなっていたのかどうかなど、そういう点がよく分からないので、経過についてお答え願いたいと思います。

それから、大きな3点目の人口減少の中で、バイパスが何年後か今のところ公表されていない。また、もちろんそれが公表されないと、町がマスタープランで上げている住宅開発何年後というのも見通しつかないと思うんです。その二つが改善できたときに、これは答弁がなかったと思うんですが、人口増はどれぐらいの規模を見込んでおられるのか。マスタープランには書いてあるんですが、その人口増、本当に私はできるのかどうかというのは非常に不安でいます。

現在、井手町の人口は、12月1日で6,960人台だったかなというふうに思ってるんですけども、先ほどこの12月にマスタープランに取りかかるとおっしゃっていたんですが、2017年に都市計画のマスタープラン、平成29年です。そのときに立てられたマスタープラン、目標年次は2025年だったと思いますが、人口が7,800人だったかなというふうに記憶しております。今現在6,000人台でしょう。既にこれは達成していないわけです。そして今後、人口ビジョンが出されております。2027年の令和2年に出されている人口ビジョンでは、今後、井手町の人口は、バイパスができ、住宅開発が順調に進めば増えていくというふうに、定住が進んでいくだろうと言っているんです。

ただし、このビジョンには条件が書いてありました。人口ビジョンに載っているわけですけども、2024年より、次の世代、20歳から29歳のUターン、Iターン、Jターンの人が12人、子どもが1人いる25歳から34歳の夫婦が12組、55歳から64歳の夫婦が6組、これが2024年からずっと2035年まで、毎年そういう流入があるのが条件の一つ目です。

二つ目、いわゆる合計特殊出生率です。これも、そのビジョンでは2025年が1.6人、2037年に1.8人、2040年に2.07人、これがずっと続くと。こういう状況が二つ目の条件になっています。

そして、条件の三つ目は、2023年、昨年から2033年、令和15年度にかけて利用可能な空き家を含めた新たな住宅地が合計300戸創出、こ

れは空き家も含めてです。そして新たに３００世帯が流入する。

こういう条件が整ったときにそういう人口になると言っているんです。これがマスタープランにも出てくるわけです。

そういう意味で、今こういう現実をしっかりと見詰めたときに、今まで町は白坂開発、ＪＲなど、いろいろこういうことが大事だという、それは否定しません。そして子育て支援も否定しません。だけど、このことでいいますと、あとこの城陽井手木津川バイパス、新しくバイパスと宅地開発にかかっているのではないんですか、増えるためには。だけど、それはかなり厳しいという状況だと、この数字は表していると思います。その点についての見解を伺いたいと思います。

以上です。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 辻井建設課長。

建設課長（辻井祐介） ただいまのご質問、まず総点検ですけども、３月に総点検をすると言っていたのを９月にしたものであります。

天井の落下についてなんですけども、３月議会でご質問いただいたときは、職員で確認に行って、確かに落下するような状況ではなかったんです。おそらく、今年の夏や秋などの雨でだんだんだんだん雨水が浸透して行って、重みを持って落ちてしまったということです。議員おっしゃられるように、もしトイレされているときに上から落ちてきたら大変危険だったというのは思っています。そうならないためにも、今後、日常点検も含めた維持管理に努めていきたいと考えております。

それから、小便器の位置を知らせるものと、西側の表示板については修繕したいと思います。

それから、自由通路の関係ですけども、おっしゃられているチョークは、令和３年にあった点検時のものであります。今回、その改修自体というのは初めてしますので、今後こういうふうに改修しますというのを、今現在はしていないんですけども、ＪＲ保線区と行って、これで鉄道に支障ないと確認できた段階で工事をしていくということになります。

以上でございます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 関西参与。

参与（関西浩二）　　本町の人口ビジョンのご質問でございます。

議員ご指摘のとおり、城陽井手木津川バイパス及び周辺での住宅地開発というのが本町の総合計画にも位置づけられておりますし、現行のマスタープランでもそのように位置づけております。

今おっしゃったように、社会情勢いろいろ変化しておりますので、その都度時代に合った計画というのは見直していくことが大事だと思っております。現行の総合計画の方が先に、現在今、計画中ではありますが、来年度、25年度末にマスタープランの現行が一定の終了を迎えて、新たな検討をこの12月から来年度にかけて行う予定でございます。その中で、特に都市計画のマスタープランに関しましては、人口ビジョンも、もう一度点検することも含めて、さらにそこから今の都市計画区域、市街化区域の状況を見ながら、新たな住宅地の開発であったり、既存の未利用地であったり空き家等の活用、そういうことも含めて、総合的にいかに新たな住宅地、住宅地の提供という視点で検討していきたいと思っておりますし、このマスタープランは町内部で検討するだけではなくて、都市計画の審議会であったり、いろんな方のご意見を頂くようなことも考えておりますので、幅広い意見を聞きながら、マスタープランの検討の中で、こういった課題を検討していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（奥田俊夫）　　再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫）　　谷田健治議員。

2番（谷田健治）　　答弁いただきましたマスタープランについては、もちろん井手町だけではなくて、その上位の、例えば京都府の都市計画区域のマスタープラン、それから第5次の井手町の総合計画を踏まえたプランになるということは十分理解しているんですけども、幾つかそのことで、ぜひ要望といたしますか、お願いしたいと思います。マスタープランの中に入れるのにふさわしいかどうかは別としてありますが、井手町のまちづくりについて、マスタープランの中では道路のことがいっぱい出てくるんですよ。それは、新名神ができる、交流人口を増やそうという、そういう流れから来ていると思うんです。私は先ほどコミュニティバスのお話をいたしました。マスタープランの中にいわゆる住民の地域公共交通というんですか、コミュニティバ

スが一番それが当たるといふふうに思うんです。「I D E C A」もそうかもわかりませんが、まだ不十分だと思います。そういう指針が多分見られないです。町が言っているのは、道路を造る、J Rを走らせる。それは大動脈ですよ。だけど、町内に住んでいる方は高齢化、子育ての方もおられる。そういう人たちがこの町で暮らしていくのに、高齢者は今何を不安に思っているかというと、免許の返還です。車に乗れない。最近シニアカーの方が増えています。イデフルができて非常にたくさん見るようになりました。交通弱者と言われていたそういう人たちが暮らせる町にしたい。そういう意味では、マスタープランのときに、いわゆる大動脈、幹線だけではなくて、町内のそういう人たちが自由に移動できる、そういうことをしていただきたい。プランの中に、ぜひ検討項目に入れてください。それは要望いたしますが、どうでしょうか。質問含めてです。

それから、自治会の話です。これは私もいろんな役をさせてもらっていてつくづく感じていることで、今、課長が答弁したように、町から連絡したり、それは非常に丁寧に対応していただいているというのは否定いたしません。しかし、実態はどうかといいますと、そういう工夫のいわゆる行政とのつながりはできているんだろうと思いますが、地域で何が気になっているかといいますと、いろんな方がボランティアの活動をしております。例えば、私でいいますと、交通の見守り隊に行っています。それから、地域の社会福祉推進委員のミニサロンなど、そういう運営をしているのは、いわゆる一般に言われる65歳から75歳代が今そういう活動をしているんです、井手町でも。大体その年齢が当たっていると思います。

ところが、これから先、その年代が年齢を取って、逆に支えてもらう年齢になったときに、果たしてそういう活動が井手町では維持できるのかどうか。それは地域のコミュニティの力が必要だと思います。そういう視点を行政は、こういう時代になってきているわけですから、持たなければならないのではないかというふうに思っているんですが、それはなぜ思ったかといいますと、この10月に研修に行きました。奈義町と美咲町です。

美咲町の研修の中で私が一番感じたのは、先ほど別の議員が「賢く収縮するまち」だったかな、それもあるんですけども、まさに地域が、それぞれの自治会の機能がもう維持できなくなっているんですよ。そこに町がいろいろ支援に入っているわけです。それが全てうまくいっているとは言われません

でした。地域によって格差はある。だけど、そういうことによって、町と地域が一体となって、この町をどうするのか。そういう共有ができるんです。それがないと、幾ら行政も頑張って、自治会も頑張れというのは、その協働が必要ではないかということをつくづく感じました。ですから、こういう質問をさせてもらったわけです。

だから、具体的に町の職員の皆さんがどこどこで協働せよなど地域で言ったのは、これは具体的な例であります。そういう視点を町として持つべきではないかということでもあります。一つの例として挙げたわけですから、そういう視点を行政は持っていたいただきたいと思います。

それから、もう一つ感じたことを言います。それは、子育て支援のことですが、これは奈義町でした。奈義町もいろんな経済支援しています。だけど、それだけでは人口が増えないという雰囲気のことを言われたんです。それは、もちろん経済支援していただくことによって、子どもを産もうか、育てようという意欲を上げているけども、この町で私が子どもを産んで育てるのをこの町は支えてくれている。この町の地域の人たちは、ここで私が子どもを産んで育てるのは非常に安心だと、そういう雰囲気です。子育ての方が感じておられる、ワンオペで子どもを育てる方もおられます。単身で育てる方もおられます。核家族です。そういうときに、困ることはいっぱいあるわけですよ。具体的には言いません。そのときに、この町なら助けてくれるという、そういうことを感じた、メンタル的なケアをこの町ならしてくれると、そういうことがすごく大事なんですよと言われたんです。

ですから、経済的な支援を否定するわけではありません。もちろん必要ですけれども、町がそういう雰囲気を醸し出している、地域が醸し出している、そういうまちづくりをぜひお願いしたい。そのことを要望して質問を終わらせていただきます。

以上です。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 関西 参与。

参与（関西浩二） マスタープランのお話の中で、地域公共交通のお話があったと思いますけれども、今回検討する都市計画マスタープランの改定に合わせて、現行の都市計画区域の中で、都市計画法という立地適正化計画というのがございまして、これも併せて検討、途中までですけれども、いろんな

市街化区域の中での課題をいろいろ検討しようとするような業務も今回含めておりまして、その中の一つのテーマとしては地域公共交通というのもテーマにございますので、この１年半で結論が出るとは今考えておりませんが、まずは課題抽出等からの検討はの中で考えているところでございます。

以上でございます。

議長（奥田俊夫） この際、暫時休憩します。１３時３０分まで。

休憩 午後 ０時０５分

再開 午後 １時３０分

議長（奥田俊夫） 休憩前に引き続き、再開します。

次に、田中保美議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 田中保美議員。

５番（田中保美） ５番、田中保美です。

それでは、私の方から通告いたしました２点について質問させていただきます。

まず、１点目であります、玉水駅東口・西口周辺の環境整備についてであります。

J R 奈良線の高速化・複線化第二期事業の一環として、玉水駅周辺の整備が進み、平成３０年１２月には、橋上駅舎及び東西自由通路の供用が開始されました。

これまでから、J R 奈良線は通勤・通学など沿線住民にとっての足であり、日常生活での利便性向上はもとより、京都府南部地域の発展に大きく寄与してきました。また、玉水駅は本町にとって「顔」であり、町外からの観光客にとっては、本町への「玄関口」の役目もあります。

そのため、今後も「まちの顔」として、玉水駅周辺のさらなる環境整備を行う必要があるのではないかと考えます。

そこで、次のことについて質問します。

①直近での玉水駅の１日の平均乗降者数と、そのうち観光客数は何人程度ですか。

②現在、玉水駅西口周辺の維持管理はどのようにされていますか。

③役場庁舎や「テオテラスいで」を訪れる方など、玉水駅東口を利用され

る乗降客も増えています。観光客が一目で分かるよう、改札正面の自由通路に町内PR用看板等を設置したり、西口のように、東口にも時計や観光案内図を設置してはどうでしょうか。

そして、2点目ではありますが、観光・名所旧跡の維持管理についてであります。

令和6年6月定例会の一般質問でも取り上げましたが、「町勢要覧」の「受け継いでいきたい、歴史文化」のページに記載されているような、上井手区の小野小町の小町塚、有王・田村新田区の後醍醐天皇の松の下露跡をはじめ、水無区の蛙塚、石垣区の六角井戸など、町内各所には歴史・文化資源が点在しており、それらをうまく活用して、町内外の人たちに広く情報発信を行い、観光面でのPR活動を行うことが重要です。

しかし、これらの歴史的な文化資源を観光の柱にしていくためには、課題もあり、定期的な掃除や名所の維持管理など、より適切で効果的な取組が必要だと考えます。

そこで、次のことについて質問します。

①本町の観光・名所旧跡には、先ほどの例以外にどのようなものがあるのか。

②手入れが行き届いていないとの声を聞くこともありますが、観光・名所の掃除や維持管理などはどのようにされているのか。

③本町の歴史・文化資源を観光の柱にしていくことについて、町の考えは。

以上の質問の回答をよろしくお願いいたします。

議長（奥田俊夫） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 高江企画財政課長。

企画財政課長（高江裕之） 田中議員のご質問にお答えいたします。

1点目の玉水駅東口・西口周辺の環境整備についてであります。一つ目の直近での玉水駅の1日の平均乗降客数につきましては、直近の公表数値で申しますと、令和4年度は799人であります。また、そのうちの観光客数につきましては、乗降客の利用目的別の数値は公表されておきませんので、把握しておりません。

三つ目の玉水駅利用者に向けた観光案内図等の設置につきましては、議員ご指摘のとおり、役場の庁舎移転やテオテラスいでの開業により、西口・東

口双方で、行き来する方々がますます多くなることが想定されることから、本町を来訪される方々に、分かりやすく町内の観光地や施設等に関する情報を提供できるよう、今後、様々な観光地での事例なども参考にしながら、観光案内図等の設置につきまして検討してまいりたいと考えております。

2点目の観光・名所旧跡の維持管理についてであります。一つ目の本町の観光・名所旧跡の例につきましては、議員が挙げられた場所以外では、「橘諸兄公旧跡」や「龍王の滝」、「中神琴溪の墓」などの名所や、「玉津岡神社」や「地藏禅院」、「高神社」などの寺社仏閣等があります。

二つ目の観光名所の掃除や維持管理の方法につきましては、寺社のような私有地を除いては、各種まちづくり団体などがボランティアで清掃を行っていただいております。また、所管課が必要に応じて巡回を行い、草刈りや修繕などを行っております。

三つ目の本町の歴史・文化資源を観光の柱としていくことにつきましては、本町には、古くから和歌や物語に描かれた「ゆかりの場所」や「旧跡」といった歴史の面影が随所に残されていることから、これらの場所は、町内外の人々を引きつける貴重な資源であると考えております。今後も、本町を来訪される方々が楽しんでいただけるように、本町の観光施策において生かしていくとともに、関係団体の協力も得ながら、維持管理にも努めてまいりたいと考えております。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 辻井建設課長。

建設課長（辻井祐介） 1点目の二つ目の玉水駅西口周辺の維持管理につきましては、自由通路は「町道」として、西口エレベーター周辺及びトイレは「道路区域内の道路附属物」として、町において管理しており、日常的な管理として、業者委託によりトイレについては毎日、それ以外については週3回の清掃を行っております。

なお、ロータリー部分については、京都府より移管を受け町道として管理しており、現在のところ修繕等が必要な箇所はありませんが、必要な場合は町において対応することとなります。

議長（奥田俊夫） 再質問ございませんか。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 田中保美議員。

5 番（田中保美） 再質問ですが、2 点目の観光・名所の維持管理につきまして、清掃等にご協力いただいているボランティアは高齢の方が多くなり、活動も大変になってきているという声も聞きます。そのため、町としてどのように認識されているのかをよろしく願いいたします。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 高江企画財政課長。

企画財政課長（高江裕之） ボランティアの方が、高齢で活動がきついという状況はこちらも把握はしております。活動人員の確保の支援はできておりませんが、ふるさと納税等を活用いたしまして、各団体の活動に必要な資機材の購入などの支援を行っておりまして、今後、少しでも各団体の負担が少なくなるよう努めてまいりたいと考えております。

議長（奥田俊夫） 次に、鎌田隆宏議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 鎌田隆宏議員。

3 番（鎌田隆宏） 3 番、鎌田隆宏です。

私の方から、大きく 2 点質問をさせていただきます。

1 点目は農地の有効利用についてです。

庁舎が移転してから 1 年余りがたち、国道 24 号城陽井手木津川バイパスやアクセス道路の整備と併せて、本町の新たなまちづくりが進められています。また、今後のまちづくりの方針を決定するために、都市計画マスタープランの改定も予定されています。

その一方で、本町は緑豊かで自然あふれる町であり、その豊かな自然を生かしたまちづくりのためにも、田や畑などの農地も有効に利用できるように管理していかなければならないと思いますが、農地を所有する方々は高齢化が進み、有害鳥獣の被害もあり、農作物の作付をやめようとする方も少なくありません。

そこで、次のことについてお聞きします。

①有害鳥獣対策として、防除柵で広く農地を囲む方法がありますが、耕作放棄などでなかなか進まないのが現状です。農地を集約化するとともに、エリアを決めて防除柵などを設置し、そのエリア内で、農作物を作りたい方とマッチングを行うなど、効率的な農地利用はできないか。

②休耕地などの利用していない農地を貸したい方と、町内外から農業をや

りたい方とのマッチングはできないか。

③今後、バイパスなどの道路整備のために、農地が狭くなりトラクター等での管理がしづらい土地を隣接する農地と集約するなどの整備について、町の考えは。

大きく2点目です。まちの魅力発信について。

人口減少は今や全国的な問題であり、本町でも残念ながら、毎年人口が減少しています。人口減少を緩和するためには、子どもを欲しいと思う方々が、子どもを生み育てる環境を整備することが重要だと言われています。

本町が取り組んでいるまちづくりでは、国道24号城陽井手木津川バイパスを軸に宅地開発等が行われ、町が道路整備などの利便性や快適性を向上させるための取組を進めることになるとと思いますが、それとともに、町外の方々にも本町のよさや住んでみたいと思ってもらうためのPRや情報発信が必要となってきます。

移住・定住者を増やすためには、私たちが長年住んでいても気がつかないような町の魅力を掘り起こし、実際に町外の方々に井手町に足を運んでもらえるような取組が必要だと思います。

そこで次のことについてお聞きします。

①移住・定住についての相談窓口はどこの課の所管で、これまでの相談件数は。

②移住・定住についての情報発信の内容と問合せの状況は。

③移住・定住者を増やすための取組は。

④観光入込客数を増やすための取組は。

⑤本町の魅力発信のために、令和2年度から「地域おこし協力隊」制度を導入されていますが、これまでの活動の成果と今後の方向性をお聞きします。

議長（奥田俊夫） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 奥山産業環境課長。

産業環境課長（奥山英高） 鎌田議員のご質問にお答えいたします。

1点目の農地の有効利用についてであります。一つ目の効率的な農地利用ができないかにつきましては、現在、農業者をはじめ、農業委員、土地改良区、認定農業者、JAなどで構成する「協議の場」を設け、地域農業の継続・発展や荒廃農地発生防止など農地利用の将来像を示す「地域計画」の

策定業務を行っているところでありまして、年度末をめどに取りまとめる予定であります。

この「地域計画」を策定後、定期的に「協議の場」を開催することになりますので、この場を活用し、地域の中で貸出し希望農地の把握やマッチング等により、放棄耕作地解消や農地の集約化を進めるとともに、防除柵の設置を含めた獣害対策についても協議を行うなど、効率的な農地利用ができるよう取り組んでまいりたいと考えております。

二つ目の休耕地など利用していない農地のマッチングにつきましては、先ほど説明しました「協議の場」を活用するほか、京都府農地中間管理機構が運営するホームページ内の「貸付希望農地一覧」に本町の貸出し希望農地を掲載するほか、町ホームページを活用した貸出し希望農地の情報発信などについても検討してまいりたいと考えております。

三つ目の管理しづらくなった農地を集約するなどの整備につきましても、隣接農地との集約の話し合いや必要に応じて貸借や売買などのマッチングなど、当該「協議の場」を定期的に設け、積極的な議論や調整などしていただきたいと考えております。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 高江企画財政課長。

企画財政課長（高江裕之） 2点目のまちの魅力発信についてであります。

一つ目の移住・定住相談窓口の所管課につきましては、企画財政課であり、これまでの相談件数は、令和5年度は12件、令和6年度は11月末までで17件であります。

二つ目の移住・定住についての情報発信の内容につきましては、本町のホームページのプロモーションサイトにおいて、本町の観光スポット、子育て施策、住民の方々の声などを掲載しております。

次に、移住・定住相談窓口への問合せの状況につきましては、本町の空き家や生活環境の問合せをはじめ、住宅と併せて農地の取得も希望される相談などもあり、窓口職員が本町の空き家バンクの紹介や必要に応じて実際に町内を案内するなどのきめ細やかな対応を行っております。

三つ目の移住・定住者を増やすための取組につきましては、京都市内や他府県で開催されている移住フェアなどに積極的に参加し出張窓口を設けるなど、様々な機会を通じて移住希望者にアプローチできるような取組を実施し

ております。

四つ目の観光入込客数を増やすための取組につきましては、観光誘客は、移住・定住促進の取組と同様に、町内の観光地等の情報や周遊プランなど楽しみ方の提案などを積極的に発信し、まずは本町に興味を持っていただける方を増やしていくことが重要であると考えておりまして、その具体的な取組の一つとして、京都産業大学井手応援隊の協力を得て、本年9月にInstagramの立ち上げを行い、学生の視点を取り入れた本町の観光地等の情報やイベントの告知などの発信を行っております。

五つ目の「地域おこし協力隊」の活動につきましては、本町では、令和2年度から地域おこし協力隊の任用を開始したところであり、現在3名の隊員を任用しております。これまでの活動の成果といたしましては、先ほど答弁いたしました移住・定住相談窓口の開設準備や相談対応、テオテラスいでの開業準備や施設運営支援、ふるさと納税の記念品の掘り起こしなど、多くのまちづくり事業に取り組んでおります。

今後の方向性につきましては、地域おこし協力隊は、本町のよき理解者であると同時に、今後のまちづくりの貴重な担い手でもあることから、本町といたしましては、任期終了後においても、本町の各種事業に引き続き協力いただけるような仕組みづくりを行うとともに、新たな隊員の任用についても検討してまいりたいと考えております。

議長（奥田俊夫） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 鎌田隆宏議員。

3番（鎌田隆宏） 移住・定住窓口相談とありましたが、そのうち何件ぐらい移住・定住をされたという実績はあるのでしょうか。

それと、地域おこし協力隊は3人のうち今年度で2人卒業となります。今後についてもいろいろ協力を頂けるといことなんですけども、移住窓口は多分地域おこし協力隊が置かれていたと思います。今後はどういう形になっていくのでしょうか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 高江企画財政課長。

企画財政課長（高江裕之） まず1点目の移住相談で、実際に移住に至った件数でございますが、移住相談を受けられて、町内で物件の購入等までされ

たというのが確認できているケースが、令和５年度が２件、令和６年度が１件でございます。

あと、今後の移住相談窓口については、今後そういったことも含めて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（奥田俊夫） 木村健太議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 木村健太議員。

１番（木村健太） １番、木村健太です。通告に基づきまして、大きく１点質問させていただきます。

子育て世代の定住促進に向けた取組について。

本町では、子どもたちの笑顔あふれるまちを目指し、今まさに「子育てするなら井手町で」を合言葉に、町独自の様々な子育て支援施策を展開しております。

そこで、本年度の議員研修では、全国的にも子育て施策等で先進的な取組を行っておられる岡山県の奈義町と美咲町へ視察に行つてまいりました。実際に担当されている方の話を聞いてみると、両町ともに井手町と同様、人口減少や若者層の転出などの課題を抱えながら、独自の取組で人口減少対策や若者層の転出対策を進めておられました。

その中で、美咲町では、子育て支援事業の一方で移住・定住対策にも力を入れておられ、新婚向け家賃の助成事業として、月額１万円の補助を３年間、新築木造住宅普及促進事業として、１戸につき２５万円の補助のほか、町が戸建て住宅用分譲地を整備するなど、転出した若者層のＵターン促進や安心して暮らせる住宅環境等の整備に取り組まれていました。

子育ては多くの経済的な負担を伴いますが、賃貸住宅の家賃補助等を行えば、子育て世代の負担や心配事が軽減し、安心して子育てできることにつながります。

また、「井手町にずっと住んでいたい」と思ってもらえるような、魅力的なまちになることができれば、町外からの移住やＵターンを促進する効果も期待でき、定住率も必ず向上するのではないかと考えます。

そこで質問します。

①子育て世代の定住促進に向けて、町の取組は。また、子育て世代向けに

賃貸住宅の家賃補助を行うことについての町の考えは。

②今後、戸建て住宅用分譲地を町の主導で整備していく予定はあるのか。

③本町において、過去５年間で若者層の転出はどの程度か。

④若者層のＵターンを促進するために、町独自で何か補助等を行う考えはあるか。

⑤進学や就職、結婚で他府県に転出される若者層の多くは、転出先から町内に戻ってこられることは少ないのではないかと感じます。特に女性や子育て世代の転出対策として、町では何か取組を考えておられるのかお聞かせください。

議長（奥田俊夫） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 高江企画財政課長。

企画財政課長（高江裕之） 木村健太議員のご質問にお答えいたします。

子育て世代の定住促進に向けた取組についてであります。一つ目の前段の子育て世代の定住促進に向けた本町の取組につきましては、１８歳までの医療費の全額助成や町立保育園、小・中学校の給食費の無償化など、府内トップクラスの子育て支援施策を実施するとともに、企業や大規模商業施設の誘致、ＪＲ奈良線の高速化・複線化などによる町内の生活環境の向上に加えて、首都圏からの移住者を対象とした移住支援金や定住者を対象とした大学等の奨学金の返還支援金などの事業に取り組んでおります。

四つ目の若者層のＵターンの促進につきましては、町内での雇用の場の確保も重要な要素の一つであることから、今後、国道２４号城陽井手木津川バイパスの整備効果を生かした企業誘致の推進や、住宅適地拡大のための取組などを積極的に行い、若者層が暮らしたいと思えるまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

五つ目の女性や子育て世代の転出対策につきましては、子育て支援サービスの充実や住宅地の確保について検討を進めるとともに、子どもの頃から井手町に愛着を持ち、町内に暮らし続けたいと思えるような環境づくりとして、小・中学校での地域学習や体験学習の実施、特に女性や子育て世代の方には、まちのよさを再発見できるよう、町や各種団体が行う「テオテラスいで」や「まちづくりセンター椿坂」、「むすび家ｉｄｅ」などの交流拠点を活用したイベントやワークショップに気軽に参加していただける機会を創出してまい

りたいと考えております。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 辻井建設課長。

建設課長（辻井祐介） 一つ目の後段の子育て世代向けの賃貸住宅の家賃補助につきましては、他市町村の事例や国、京都府の制度も見ながら、どういった施策が移住・定住につながる効果的な支援であるのかを十分に検討してまいりたいと考えております。

二つ目の戸建て住宅用分譲地を町の主導で整備していく予定につきましては、まず、本町における市街化区域内での土地利用やインフラ整備の状況、市街化調整区域における開発適地の有無など、都市計画区域の現状、課題をしっかりと把握し、今後のまちづくりの基本的な方針を定める「都市計画マスタープラン」改定業務の中で、未利用地や空き家の活用、新たな住宅地等について検討してまいりたいと考えております。

また、議員ご指摘の町の主導による整備手法につきましては、先進事例を参考にしながら、住宅需要の喚起策や住宅地の供給が進むような整備への関わり方等についても検討してまいりたいと考えております。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 花木住民福祉課長。

理事（花木秀章） 三つ目の過去５年間における若者層の転出の状況につきましては、１５歳から３４歳の日本人の転出者数が令和元年度が１０８人、令和２年度が１５３人、令和３年度は１１４人、令和４年度は１１０人、令和５年度は１０９人であります。

議長（奥田俊夫） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 木村健太議員。

１番（木村健太） 答弁ありがとうございます。

これは質問ではなく要望としてなんですけども、一つ目の子育て世代向けの賃貸住宅、家賃補助については、若者に向けた家賃補助は子育て世代向け施策としてインパクトが強い施策になると思います。たとえ少額であっても賃貸補助があり、近隣の市町より安い価格で住むことができるなら、現在本町が行っている子育て支援施策との相乗効果で、井手町が移住・定住の際の候補に挙がってくるのではないかと思います。

四つ目の若者層のＵターンの促進についてですが、今後、国道２４号城陽井手木津川バイパスの整備が始まれば、町外の方からの本町に対する注目度が高まることが予想されます。若者が本町に戻ってきたくなるような、若者の選択肢が広がるような取組をぜひお願いします。

五つ目の女性や子育て世代の転出対策についてですが、現在開催されている交流拠点「テオテラスいで」を活用した各種イベントやワークショップなど、住民の皆様が気軽に集まれる場というのは、大変すばらしい機会だと思います。ぜひ町内の方だけでなく、町外の方の目に留まるような効果的な広報についても今後検討していただき、多くのイベントを開催してもらえればと思います。

以上、若者層が本町に暮らしたいと思えるまちづくりに向けて、前向きに検討をよろしくをお願いします。

議長（奥田俊夫） これで一般質問を終わります。

次に日程第５、報告第１１号、専決処分の報告についてを議題とします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 高江企画財政課長。

企画財政課長（高江裕之） それでは、報告第１１号、専決処分の報告についてご説明申し上げます。

地方自治法第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記といたしまして、令和６年度井手町一般会計補正予算（第３回）でございます。

１枚めくっていただきまして、専決処分書でございます。

令和６年度井手町一般会計補正予算（第３回）。

令和６年度井手町一般会計補正予算（第３回）は、次に定めるところによる。

第１条、歳入歳出予算の補正の規定でございます。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ８９５万６，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ５２億４，３２６万９，０００円とする。

２項、歳入歳出予算の補正の観光の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

それでは、3 ページをご覧ください。歳入歳出補正予算事項別明細書の総括にてご説明申し上げます。今回補正のある箇所のみご説明申し上げます。

歳入であります。16 款府支出金、補正前の額 2 億 6,739 万 8,000 円、補正額 830 万 8,000 円、計 2 億 7,570 万 6,000 円であります。

20 款繰越金、補正前の額 2,604 万 1,000 円、繰越金の補正額 64 万 8,000 円、計 2,668 万 9,000 円であります。

以上、歳入合計、補正前の額 52 億 3,431 万 3,000 円、補正額 895 万 6,000 円、計 52 億 4,326 万 9,000 円であります。

次のページをご覧ください。

歳出であります。2 款総務費、補正前の額 12 億 6,274 万 8,000 円、補正額 895 万 6,000 円、計 12 億 7,170 万 4,000 円。財源内訳といたしまして、国・府支出金の 830 万 8,000 円、一般財源の 64 万 8,000 円であります。

以上、歳出合計、補正前の額 52 億 3,431 万 3,000 円、補正額 895 万 6,000 円、計 52 億 4,326 万 9,000 円。財源内訳といたしまして、国・府支出金の 830 万 8,000 円、一般財源の 64 万 8,000 円であります。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（奥田俊夫） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 谷田健治議員。

2 番（谷田健治） 質問です。

6 ページの歳出の、一番最後のページですが、一番下に備品購入費 271 万 3,000 円あるわけですが、結構金額が多いんですけども、何に使った、何を購入されたのかということを伺います。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 平間総務課長。

総務課長（平間克則） ただいまのご質問にお答えいたします。

備品購入費になりますけども、まず今回、最高裁の国民審査があったかと

思うんですが、そちらに係る集計機という機械を新たに購入させていただきました。こちらにつきましては198万円ということでございます。

次に、投票用紙の自動交付機、投票用紙を有権者の方にお渡しするときに発行する機械なんですけど、こちらを1台、28万6,000円。それと投票用紙の計数機、開票事務のときに使う機械でございまして、こちらを1台、24万6,400円。

最後に、開票所等で使うワイヤレスマイク、あとポータブルアンプになります。これをマイク、アンプ1台ずつ購入しまして14万8,000円ということで、以上の四つを購入させていただいております。

以上でございます。

議長（奥田俊夫） ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 谷田健治議員。

2番（谷田健治） この予算の中に入るのか分からないのですが、今回、期日前投票に「IDECA」と「あいか」を利用される方に限って利用料を全額助成という、非常によかったというふうに思っているんですが、多分町が全額負担をして社協に支払うというふうになるのかなと考えているんですが、それはここには入っていないのでしょうか。どこに入るのかということをお伺いします。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 平間総務課長。

総務課長（平間克則） ただいまの「IDECA」、「あいか」の助成の件になりますが、恐れ入ります。こちらの専決処分書に記載しております予算書といいますか、こちらにつきましては、確かに「IDECA」、「あいか」の助成に係る予算科目は計上されてございませんが、今回こういった取組をさせていただく中で、「IDECA」1件、「あいか」1件の2件の申請がございまして、実際に助成をさせていただいております。

そちらの予算につきましては、今回流用させていただいております、先ほどあった備品購入費の方から負担金、補助及び交付金という形で新たに項目を起こさせていただいて、そこで支払いをさせていただいたということで、こちらには計上されておられませんけども、実績はそういう形になっております。

以上でございます。

議長（奥田俊夫） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、報告第 11 号、専決処分の報告についてを採決します。

報告第 11 号は承認することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（奥田俊夫） 挙手全員です。したがって、報告第 11 号は承認することに決定しました。

次に、日程第 6、報告第 12 号、専決処分の報告についてを議題とします。

本件につきましては、地方自治法第 180 条第 2 項に基づく報告事項ですので、報告を受けるにとどめたいと思います。

提出者から報告を求めます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 辻井建設課長。

建設課長（辻井祐介） それでは、報告第 12 号、専決処分の報告についてご説明申し上げます。地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

記といたしまして、工事請負契約変更の件であります。

次のページをお開きください。専決処分書であります。

工事請負契約変更の件。

工事請負契約変更について、別紙のように定める。

上記のことについて、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分するものとする。

なお、今回の変更につきましては、のり面アンカー工事の際に地中に注入する充填材料の注入量が当初想定より少なくなったため、請負金額の変更が生じたものであります。

それでは、次のページをお開きください。工事請負契約変更の件。

町道２９号線第２工区道路改良その７工事について、地方自治法第１８０条第１項の規定により、下記のとおり工事請負契約の変更を専決処分する。

記といたしまして、１、契約の対象。５道改第４号、町道２９号線第２工区道路改良その７工事。２、変更契約金額。金１億４５１万５，４００円、うち取引に係る消費税額、金９５０万１，４００円。３、今回変更による減額。金４９７万９，７００円、うち取引に係る消費税額、金４５万２，７００円。４、契約の相手方。京都府綴喜郡井手町大字井手小字玉ノ井１２－１、ヤマダ・栄建特定建設工事共同企業体、株式会社ヤマダ、代表取締役、山田敬幸氏。５、契約の方法。一般競争入札による契約であります。

以上、報告に代えさせていただきます。

議長（奥田俊夫） 以上で報告第１２号、専決処分の報告についてを終わります。

次に、日程第７、報告第１３号、専決処分の報告についてを議題とします。

本件につきましては、地方自治法第１８０条第２項に基づく報告事項ですので、報告を受けるにとどめたいと思います。

提出者から報告を求めます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 寺井社会教育課長。

社会教育課長（寺井佳孝） それでは、報告第１３号、専決処分の報告についてご説明申し上げます。

地方自治法第１８０条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定によりこれを報告する。

記といたしまして、工事請負契約変更の件であります。

次のページをご覧ください。専決処分書であります。

工事請負契約変更の件。

工事請負契約変更について、別紙のように定める。

上記のことについて、地方自治法第１８０条第１項の規定により専決処分するものとする。

なお、今回の変更につきましては、主なものを申し上げますと、基礎解体時に基礎コンクリート周辺からの湧き水があったことから、発生土をそのまま埋め戻しに使用するとぬかるみができ、重機で作業ができなくなることから、基礎解体とその後の作業を円滑に行うため、改良材による地盤改良を施

工したため、変更契約を行ったものであります。

それでは、次のページをご覧ください。工事請負契約変更の件。

旧井手町山吹ふれあいセンター解体工事について、地方自治法第180条第1項の規定により、下記のとおり工事請負契約の変更を専決処分する。

記といたしまして、1、契約の対象。5社教工第1号。旧井手町山吹ふれあいセンター解体工事。2、変更契約金額。金7,472万800円、うち取引に係る消費税額、金679万2,800円。3、今回変更による増額。金436万4,800円、うち取引に係る消費税額、金39万6,800円。4、契約の相手方。京都府綴喜郡井手町大字井手小字北猪ノ阪44番地の5、株式会社森島土木、代表取締役、森島英之氏。5、契約の方法。一般競争入札による契約。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（奥田俊夫） 以上で報告第13号、専決処分の報告についてを終わります。

次に、日程第8、報告第14号、専決処分の報告についてを議題とします。

本件につきましては、地方自治法第180条第2項に基づく報告事項ですので、報告を受けるにとどめたいと思います。

提出者から報告を求めます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 高江企画財政課長。

企画財政課長（高江裕之） それでは、報告第14号、専決処分の報告についてご説明申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

記といたしまして、和解及び損害賠償額の決定の件であります。

次のページをご覧ください。専決処分書であります。

和解及び損害賠償額の決定の件。

和解及び損害賠償額の決定について、別紙のように定める。

上記のことについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分するものとする。

次のページをご覧ください。和解及び損害賠償額の決定の件でございます。

京都府綴喜郡井手町大字井手小字浜田35番地先で発生した公用車の交通

事故の和解及び損害賠償額の決定について、下記のとおり和解及び損害賠償額の決定を行ったので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

記といたしまして、1、相手方。京都府綴喜郡井手町内在住者。2、事故の概要。令和6年8月27日午前10時6分頃、京都府綴喜郡井手町大字井手小字浜田35番地先において、公用車が右折する際、左方向から直進する相手方自動車と衝突し、双方の車両が破損したものである。3、和解内容。本町は相手方の損害額のうち7割に当たる金16万2,231円を負担し、相手方は本町の損害額のうち3割に当たる金5万4,000円を負担する。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（奥田俊夫） 以上で報告第14号、専決処分の報告についてを終わります。

次に、日程第9、報告第15号、専決処分の報告についてを議題とします。

本件につきましては、地方自治法第180条第2項に基づく報告事項ですので、報告を受けるにとどめたいと思います。

提出者から報告を求めます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 高江企画財政課長。

企画財政課長（高江裕之） それでは、報告第15号、専決処分の報告についてご説明申し上げます。地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

記といたしまして、和解及び損害賠償額の決定の件であります。

次のページをご覧ください。専決処分書であります。

和解及び損害賠償額の決定の件。

和解及び損害賠償額の決定について、別紙のように定める。

上記のことについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分するものとする。

次のページをご覧ください。和解及び損害賠償額の決定の件でございます。

京都府京都市上京区河原町通今出川下る梶井町465番地京都府立医科大学附属病院敷地内で発生した公用車の交通事故の和解及び損害賠償額の決定について、下記のとおり和解及び損害賠償額の決定を行ったので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

記といたしまして、１、相手方。京都府立医科大学附属病院。２、事故の概要。令和６年８月１５日午前１０時２９分頃、京都府京都市上京区河原町通今出川下る梶井町４６５番地京都府立医科大学附属病院敷地内において、救急車で救急車出口から出庫する際、ブロック塀に接触し、破損させたものである。３、和解内容。本町は相手方の損害の１０割に当たる９万９，０００円を負担する。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（奥田俊夫） 以上で報告第１５号、専決処分の報告についてを終わります。

次に、日程第１０、議案第４７号、令和６年度井手町一般会計補正予算（第４回）を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 高江企画財政課長。

企画財政課長（高江裕之） それでは、議案第４７号、令和６年度井手町一般会計補正予算（第４回）につきましてご説明申し上げます。

令和６年度井手町の一般会計補正予算（第４回）は、次に定めるところによる。

第１条、歳入歳出予算の補正の規定でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１億９，１８５万８，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ５４億３，５１２万７，０００円とする。２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

第２条、繰越明許費の補正の規定でございます。繰越明許費の追加は、「第２表繰越明許費補正」による。

第３条、債務負担行為の補正の規定でございます。債務負担行為の追加は、「第３表債務負担行為補正」による。

第４条、地方債の補正の規定でございます。地方債の変更は、「第４表地方債補正」による。

それでは３ページをご覧ください。「第２表繰越明許費補正」でございます。

６款農林水産業費、２項林業費、事業名、片原山林道改良２，８００万円。

８款土木費、２項道路橋梁費、事業名、道路新設改良費２億５，８００万

円。８款土木費、３項河川費、事業名、下排水路改修７００万円、１０款教育費、２項小学校費、事業名、小学校体育館空調設備等整備工事１億５，３００万円。１０款教育費、３項中学校費、事業名、中学校体育館空調設備検討設計業務９００万円。

次のページをご覧ください。「第３表債務負担行為補正」でございます。

議会広報印刷製本業務委託、期間、令和６年度から令和７年度まで、限度額２００万円。ふるさと応援促進事業、期間、令和６年度から令和７年度まで、限度額、寄附金額に対して委託契約等で定める料率を乗じて得た額に寄附手続や記念品贈呈に要する経費を加えた額。広報紙、期間、令和６年度から令和７年度まで、限度額４２０万円。一般廃棄物収集運搬委託、期間、令和６年度から令和７年度まで、金額６，１００万円。小中学校大阪・関西万博体験支援事業、期間、令和６年度から令和７年度まで、限度額２５０万円。ランリュック・安全帽支給事業、期間、令和６年度から令和７年度まで、限度額４９万６，０００円。通学カバン支給事業、期間、令和６年度から令和７年度まで、限度額５２万８，０００円。

次のページをご覧ください。「第４表地方債補正」でございます。

起債の目的、５目商工施設整備事業債、今回１００万円を追加し、限度額を６５０万円とするものであります。

８目教育施設整備事業債、今回１億６，６４０万円を追加し、限度額を２億５，５２０万円とするものであります。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては従前と変わりございません。

次のページをご覧ください。歳入歳出補正予算事項別明細書の総括にてご説明申し上げます。今回補正のある箇所のみご説明申し上げます。

歳入であります。１３款分担金及び負担金、補正前の額８４０万４，０００円、補正額２０万円、計８６０万４，０００円であります。

１５款国庫支出金、補正前の額５億５，３０３万３，０００円。補正額４２万５，０００円、計５億５，３４５万８，０００円であります。

１６款府支出金、補正前の額２億７，５７０万６，０００円、補正額２１万２，０００円、計２億７，５９１万８，０００円であります。

１８款寄附金、補正前の額４７８万４，０００円、補正額１２３万１，０００円、計６０１万５，０００円であります。

２０款繰越金、補正前の額２，６６８万９，０００円、補正額２，２３９

万円、計4,907万9,000円であります。

22款町債、補正前の額3億2,670万円、補正額1億6,740万円、計4億9,410万円であります。

以上、歳入合計、補正前の額52億4,326万9,000円、補正額1億9,185万8,000円、計54億3,512万7,000円であります。

次のページをご覧ください。

歳出であります。2款総務費、補正前の額12億7,170万4,000円、補正額280万2,000円、計12億7,450万6,000円。財源内訳といたしまして、その他の123万1,000円、一般財源の157万1,000円であります。

3款民生費、補正前の額12億3,427万2,000円、補正額1,390万4,000円、計12億4,817万6,000円。財源内訳といたしまして、その他の20万円、一般財源の1,370万4,000円であります。

4款衛生費、補正前の額3億4,811万5,000円、補正額1,185万5,000円、計3億5,997万円。財源内訳といたしまして、国・府支出金の63万7,000円、一般財源の1,121万8,000円であります。

6款農林水産業費、補正前の額1億2,950万7,000円、補正額6万円、計1億2,956万7,000円。財源内訳といたしまして、一般財源の6万円であります。

7款商工費、こちらは財源組替えでありまして、地方債の100万円、一般財源の100万円の減であります。

8款土木費、補正前の額5億3,786万7,000円、補正額50万円、計5億3,836万7,000円。財源内訳といたしまして、一般財源の50万円であります。

10款教育費、補正前の額4億8,879万6,000円、補正額1億6,273万7,000円、計6億5,153万3,000円。財源内訳といたしまして、地方債の1億6,640万円、一般財源の366万3,000円の減であります。

以上、歳出合計、補正前の額52億4,326万9,000円、補正額1

億 9, 185 万 8, 000 円、計 54 億 3, 512 万 7, 000 円。財源内訳といたしまして、国・府支出金の 63 万 7, 000 円、地方債の 1 億 6, 740 万円、その他の 143 万 1, 000 円、一般財源の 2, 239 万円です。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（奥田俊夫） 続いて、主な事業の説明を求めます。

（挙手する者あり）

建設課長（辻井祐介） それでは、令和 6 年度井手町一般会計補正予算（第 4 回）に計上した事業の概要についてご説明申し上げます。

なお、次ページに工事箇所図を添付しておりますので、併せてご参照願います。

図対象番号①、事業名、小学校体育館空調設備等整備工事、事業費 1 億 5, 300 万円、財源内訳といたしまして、地方債の 1 億 5, 300 万円。

事業の概要といたしまして、井手小学校空調設備 8 台、照明 LED 化、多賀小学校空調設備 8 台、照明 LED 化。

以上、簡単ではございますが、説明に代えさせていただきます。

議長（奥田俊夫） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 脇本尚憲議員。

7 番（脇本尚憲） 私の方からは、先ほど説明がありました小学校の体育館空調整備の件でお聞きします。ページ数、13 ページに戻っています。

先ほど説明ありましたように、多賀小学校、井手小学校の空調が整備されるということだと思いますが、そのエアコン、空調の設備の様式、具体的にいうと、エネルギー源がどういうふうな形でされるのかということ、電気なのかガスなのかということだと思いますが、それについてお尋ねします。

また、2 点目、その様式を選定した理由という、メリット、デメリットあると思うんですが、いろいろ検討された中で、こういった理由でされたのかというのが 2 点目。

そして、工期としましては、おそらく情報では来年の夏ぐらいということですが、具体的に運用できるのはどのタイミングで、やはり熱

中症対策というのもあると思うんですが、どういうタイミングでそれが使えるようになるのかということをお聞きしたいと思います。

それと、その下の段の、今度は中学校の体育館の空調設備、これも検討設計業務ということで上がっておりますが、具体的に順調に進みますと、どういうタイミングで、今度は泉ヶ丘中学校の方にもそういった空調設備がされるのかということをお聞きしたいと思います。お願いします。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 木村学校教育課長。

理事（木村恵理） 脇本議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず1点目、小学校の体育館の空調設備の工事に関してですが、まず、どのようなシステムで設置をするかということですが、今年度当初から実施しておりました井手小学校、多賀小学校の空調設備設置のための設計業務及び概算工事費の算出がおおむね完了いたしましたので、両小学校の体育館空調設備設置工事を実施するため、今回の補正予算を承認いただいた後発注したいと考えているものであります。

その中で、どのようなシステムなのかということですが、今回の工事は、体育館に大型の空調設備、つまりエアコンを設置するものでして、それぞれ室外機が2基、室内機が体育館の長辺側に各4基の計8基を設置する工事及びそのための建築電気設備工事を行うものです。空調設備、エアコンにしましては、通常時は、室内機は商用電力により稼働させ、室外機は、井手小学校ではプロパンガス、多賀小学校では都市ガスを燃料にしたガスエンジンで稼働させる仕組みとなっております。

それから、空調をガス式にするか電気にするかということなんですけれども、それぞれのイニシャルコスト、設置の際の初期費用、ランニングコスト、保守費用等を調査いたしました結果、ガス式を今回導入することになりました。

工期ですが、小学校の空調設備の工事の具体的なスケジュールですが、体育館の空調設備の設置は現在多くの自治体で進んでおりまして、特に空調機器の調達に時間を要する状況であるということを、今回設計をしていただいている業者、設計の支援をしていただいている京都技術サポートセンターからも聞いておりますので、早期に発注し、請負業者を決定したいと考えております。

請負業者決定後は、業者との協議により事業や学校行事に極力影響がないような工程、工法を検討し、また学校とも十分な協議、調整をしながら、夏休み期間中に工事を集中させて、秋頃には完成させたいと考えております。

次に、中学校の体育館の空調設備の設計の委託費でございますが、こちらにも猛暑による生徒の熱中症対策及び避難所の環境改善、防災機能設備の強化を目的に、泉ヶ丘中学校体育館に空調設備を設置、並びに照明設備をLED化するため必要となる設計業務を委託するとともに、併せて京都技術サポートセンターに設計積算支援業務を委託するものであります。

委託の業務内容につきましては、具体的には空調の熱源を、ガス式にするのか電気式にするのか。また、空調設備、エアコンの容量、機器設置スペース、避難施設としての配慮、建物の断熱改修及びイニシャルコストとランニングコストの比較検討等を踏まえ、空調方式を決定し、空調設備等整備工事の設計及び概算工事費の算出を行うものです。

スケジュールといたしましては、補正予算をご承認いただきましたら、来年1月に設計業務委託を発注し、令和7年度の夏頃までには、設計、積算業務を完了させ、令和7年度下半期に設置工事を行い、年度内の完了を目指したいと考えております。

以上でございます。

議長（奥田俊夫） ほかに質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 脇本尚憲議員。

7番（脇本尚憲） ガス式でされるということですが、井手小学校ではプロパンガス、多賀小学校では都市ガスを採用されるということですが、先ほどの答弁でもありましたように、避難所としての側面もありますので、もし大規模災害が起こった際に、インフラが止まってしまうと。具体的に言うと、ガスが止まるということがあったときにということですが、プロパンガスの場合は、イメージとしては、カセットコンロのような形で、ガスさえあればいけるものなのか、また、例えば多賀小学校の方で都市ガスのラインが寸断された場合、プロパンガスのものを持ち込んで、一時的にそういった形で熱源として使えるものなのか、その辺がもし分かるようでしたら回答願います。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 関西 参与。

参与（関西 浩二） 設計段階から一緒に入っておりましたので、私の方から技術的なことを説明させていただきます。

最初にありましたように、こういった大規模なエアコンの場合、特に室外機のコンプレッサーをどういう熱源であるのかというのがポイントでして、いわゆる商業電源、通常の家庭と同じように電気で動かす方法と、ガスで動かす方法があります。

電気はやはり停電のリスクがあります。一方で、発電機を設置すればいいんですけれども、かなり大型のものが必要だったり、燃料庫を確保しないといけないということで、やはりトータル的に考えてガスを採用する方法が一番メリットがあるということがまず一つあります。それと、今回のエアコンは電源自立型といいまして、もし停電になってもガスによってその室外機が発電機の役割も果たしますので、その電源で照明やコンセントも使えるようになります。

今回、ガスを採用する中で、多賀小学校は府道まで都市ガスが来ておりましたので、ランニングコストを考えた場合、都市ガスを使うことが一番有利でしたので、採用することにしました。

ただ、もし都市ガスが止まった場合ということでいくと、既存に、多賀小学校にはガス庫、プロパンガスが置いてありますので、それを流用といいますか、そのガスをプロパンガスと切り替える装置を今回つけまして、プロパンガスでも動かせるような仕組みで今、設計をしております。井手小学校の場合は、都市ガスのそういった条件が整っていなかったもので、既存のプロパンガス庫を改修しまして、今回の体育館用の空調用に新たにプロパンガスを増設できるようなガス庫の改修も併せて行う予定であります。

以上でございます。

議長（奥田俊夫） ほかに質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 谷田利一議員。

今の説明の中で、ガスということなんですけども、電力の方も要りますね。というのは、両小学校とも今までからエアコンがだんだん増えてきてるので、電力にしたらキュービクルは取り替えなくてもいけるんですか。それで今後、中学校の分についても。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 関西参与。

参与（関西浩二） 室外機に関しましては、通常の場合、商用電源を使うことになりますので、キュービクルを大規模に大型のものに変えるということはないんですけれども、大型のエアコンをつけることになりますので、一定の既存、今あるキュービクルをそのまま使えるということにはなりませんので、全体を電気方式にすると、大規模なキュービクル工事が伴いまして、かなり工事費もかさむということで、今回はガス方式にしたところでございまして、若干は触りますけれども、大規模な工事にはならない予定であります。

中学校に関しましても、同じように、ガス方式にするのか電気方式にするのかを検討した上でなんですけれども、おそらくガス方式の方が有利であるとは今考えております。

以上でございます。

議長（奥田俊夫） ほかに質疑はありませんか。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 谷田健治議員。

2 番（谷田健治） 4 ページ、第 3 表です。債務負担行為補正のところの小中学校大阪・関西万博体験支援事業に関わって質問をいたします。

この支援事業の支援というのは、町内の小・中学校が万博に見学というんですか、それに参加する支援というのは何を支援されるのかというのが 1 点と、事業そのものは授業ではなくて学校行事をして行かれると思うんですが、いつ頃の予定なのかということをもっと伺いたします。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 北川学校教育課参事。

学校教育課参事（北川拓男） 小中学校大阪・関西万博体験支援事業についてですけれども、支援をするのは井手町内から会場までのバス代というふうに考えております。実施の対象については、小学校の 1 年生から中学校の 3 年生まで、実施の時期については、令和 7 年 9 月下旬を予定しております。

以上です。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 谷田健治議員。

2 番（谷田健治） この小・中学校の子どもたち、高校も含めて京都府が予算をつけてるんですね。それで、希望しますかというアンケートを府教育委員会か府のどちらかですが、しているんですが、先日の京都新聞 12 月 4 日付を見ますと、行く学校と行かない学校、利用するというふうに手を挙げている学校と、利用はしないという方に手を挙げている学校と、それと検討中という学校があるんです。非常に分かれていると思います。京都新聞の記事の論調は、北部の方が結構、手を挙げているところ、行きたいと。南部になると少なくなっていて、山城管内の率でいいますと、30% 台だったというふうに思います。京都市内は行かない方がはるかに多いです。

こういうふうに分かれている理由というのは、一般マスコミ、またいろんな学校関係者の話を聞いてみますと、この万博会場に連れていくことに本当に教育的意義があるのかという根本問題で、京都新聞には校長先生が、年間計画がいっぱいある中で、そこにこの学校行事を組み入れるということは非常に難しいという感覚を持っておられるのと、一般的に学校行事を学校で組む場合、かなり綿密な計画を立てるわけです。今のところの話でいうと、9 月頃ということです。暑い時期だと思うんです。一般的には、下見に行ったり見学場所をどこにするかなど、そういうことをしないと、教育的な面で必要なわけです。それでいいますと、先ほどの小学校の 1 年から 6 年が、イメージですよ、まだ決まってないのかもわかりませんが、同じ場所に同じバスで行くというのは、私は小学校の教師をしていた感覚から言うと、体験学習でそういうものは経験ないんです。発達段階が違います。それで、1 年生が大阪までバスで行って帰ってくるというのはどうなのかなと、距離的な問題。それと 1 年から 6 年が同じパビリオンに行ったら、これはもうもちろん難しいですよ、発達段階。

今、聞いてみますと、パビリオンもこれはどこに行けるかどうかははっきりしない。それから、日についても抽せんみたいなことを聞いています。そういう懸念がいっぱいある中、あと安全面で言うと、メタンガスの爆発事故がありました。それから、暑さ対策は大丈夫なのか。行くとき、行った学校の先生は水筒を二つ持っていさせるんだと、熱中症対策のために。夏の場合は、弁当はどうなるのか。それから、トイレの問題など、実際我々が現場にいたときは、どこでトイレ、どこで昼食ということはかなり綿密にして行きます。そしてまた校外の学習ですから、当然学校とは違うので、学校にはい

ろんな子どもたちがいますから、環境が変わるといろいろ配慮しないといけない子もいる。そういうことで、多分、これだけ分かれているのは、これは安心して行けるのかということと、教育的価値はどうかと、そういうことがいっぱいあるというふうに思うんです。

そのあたりについて、3校、既に行くというふうに手を挙げているんだと思うんですが、学校ではそういう意見は出なかったんでしょうか。学校からもう行くからということで、それに予算をつけたということなのか、いや、こんなのあるからという教育委員会側からの働きかけなのか、そのあたりはどうでしょう。いろんな懸念も含めてお答えいただきたいと思います。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 中田教育長。

教育長（中田邦和） 谷田健治議員のご質問ですけれども、まず万博というのは、多様な文化、海外の価値観に触れ、国際交流を深める中で、貴重な機会だというふうに捉えています。そのことも踏まえながら、各学校の校長先生もこの機会にぜひとも行きたいということで学校の方からも相談の中でありましたので、教育委員会としてはそれを応援していこうということで、なお、保護者の負担軽減になるようにということで、今回、交通費の方を今予算化ということで上げさせていただきました。

安全面につきましては、いろいろ言われていることはあるんですけれども、このことについては十分情報を収集しながら、府の教育委員会や近隣の状況も踏まえ、検討しながら、安全を第一に考えながら進めていきたいというふうに考えています。

内容等につきましては、学年が同じ場所、同じ日に行くということになりますけれども、それはこれからの状況に応じて、学年に応じた動きについて各学校で検討させながら進めていきます。なお、行くのが9月ですので、もっとも状況が分かってきますので、その辺を十分に検討させて、子どもたちにいい経験と価値ある社会見学になりますように進めていきたいというふうに思っています。

以上です。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 谷田健治議員。

2番（谷田健治） いろいろお答えいただきましたが、私は安全面を一番大

事にしなければと思うんです。それは変えられる安全面と変えられない安全面があると思うんです。例えば、今回の会場、バスの駐車場から会場入り口までは1キロ歩かないといけないんですよ。これは変えられないんです。それから、バスに乗ってどれぐらいかかるのか。これは渋滞がかなり発生するのではないかなという懸念もあるんです。1年生のトイレがもつのかなど、そういうこともあると思います。

それから、連れていくとき、今いろんな全体会場のマップができていますけども、連れていく側、指導者側としては、トイレの場所、それから食事場所、これも十分確保されているのかも不安だと。だから、下見も行けるかどうか分からないのか、3人までだなどいろいろ聞いているんですけども、それも非常に不明確なんです。普通、こういう中では、子どもの安全を確保して、学校としては教員を連れていかないとと思います。幾らそういう体験する価値があっても、安全第一です。ですから、私はこういう懸念が、ほかにいろいろあるんですが、言いませんが、改善される確信がなかったら、連れていくということは冒険だなというふうに思います。

大阪の学校の先生たちは動員されると言っているんです。そういう言葉はいいかどうかは別問題として、というのは、万博の券が売れていないのかなど、そういうのが背景にずっとあるわけです。そして、関西のそういうところでお金を出すからという。これを動員というふうに大阪の先生たちは呼んでいるわけですけども、そういうことが懸念されるので、十分そこは教育的な観点が必要かなというふうに思います。

議長（奥田俊夫） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 谷田健治議員。

2番（谷田健治） ただいま審議されています議案第47号、令和6年度井手町一般会計補正予算（第4回）について討論します。

今、質問の中で申し上げましたように、小中学校大阪・関西万博体験支援事業に関わって、繰り返しもなりますが、普通、学校で行事を行うときは綿密な計画を立てて実施します。実施する目的は何なのか、この行事で子ど

もたちにどのような力をつけるのか、学習環境が大きく変わりますから、配慮すべき子はいないなど、そういう実施計画を立ててやるわけです。その上で、下見は絶対に必要です。教師が下見をしないところに、どこにトイレがあるか分からない、連れて行って、距離感覚も分からない、そういうところに集団の子どもを連れていくということは、非常に恐ろしいことだというふうに思います。

また、子どもたちが教育活動をする上で、先ほども申しましたが、児童・生徒の安全保障が十分確保されていないのではないかとというふうに考えます。例えば、南海トラフが起きたとき、あそこの土地は埋立地であります。夢洲に渡るのには橋と鉄道と、限られた状況での島なんです。しかも、そこにインフラを造る、家を建てるなど、そういうことを前提として造られた島ではありません。だから、埋立てであるから、メタンガスが発生するんです。これは会期中も同じであります。現在もパイプをつけて出しているわけです。そういう場所に子どもを連れていくのはどうなのかということがまずあります。

それから、学校から様々な声が出ています。井手町の小・中学校からは出てないかも知れません。例えばトイレの問題、救護所の配置や距離感が分からない。それから、熱中症対策ができるのか。日陰はそんなになんないというふうに聞いています。弁当を食べる場所はどうなのか。そういう様々な不安が懸念される中で、この事業を支援して進める。この予算に対しては反対をいたしますが、他の予算は、小・中学校の空調のこともありますので、全体としては予算に賛成したいと思います。

以上です。

議長（奥田俊夫） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） これで討論を終わります。

これから議案第４７号、令和６年度井手町一般会計補正予算（第４回）を採決します。

議案第４７号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（奥田俊夫） 挙手全員です。したがって、議案第４７号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

なお、次回、12月18日、午前10時から会議を開きます。大変ご苦労
さまでした。

散会 午後 2時58分

右、会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 奥 田 俊 夫

署名議員 木 村 健 太

署名議員 田 中 保 美